

JAPEXルールブック(応募の手引き)

I. 第59回全国切手展JAPEX2024 開催概要	1
II. 第59回全国切手展JAPEX2024 特別規則	2
III. 出品物の出品申込から返却までの流れ	4
IV. JAPEX一般規則	5
V. JAPEX審査基準	10
VI. JAPEXに関するQ&A	21
VII. 小倉謙賞 授賞要項	29
VIII. 住野正顕賞 授賞要項	29
IX. 手嶋康賞 授賞要項	30

公益財団法人 日本郵趣協会
2024年7月

I. 第59回全国切手展JAPEX2024 開催概要

今年で第59回目を迎える全国切手展JAPEX2024は、次の概要で開催します。

名称：第59回全国切手展（略称：JAPEX2024）

会期：2024年11月1日（金）～11月3日（日・祝） 10:00～17:00（最終日のみ16:00終了）

会場：東京都立産業貿易センター台東館 6・7階（東京都台東区花川戸2-6-5）

入場料：大人1,500円（会期中3日間の全日有効）、中学生以下・障がい者及び介助者1名まで無料

主催：（公財）日本郵趣協会

後援：外務省、文部科学省、駐日韓国大使館 韓国文化院、東京新聞

協賛：日本郵便㈱、㈱伊藤園、㈱鼓月、ジャパン・スタンプ商会、㈱日本郵趣出版、町田酒造㈱

協力：（公財）通信文化協会、（一社）全日本郵趣連合、日本郵便切手商協同組合

公式ホームページ：<https://yushu.or.jp/event/japex2024/>

主な展示及びイベントの内容

(1)企画出品「菊切手発行125年」

(2)企画出品「2025年日韓国交正常化60周年『韓国切手展』」

(3)競争出品：チャンピオン・クラス、伝統郵趣(トラディショナル)、郵便史(ポスタルヒストリー)、ステーションナリー、航空郵趣(エアロフィラテリー)、テーマティック、ユース、文献、ワンフレーム、オープン、その他の全11クラス

(4)オープニング・セレモニー

日時：2024年11月1日（金）9:45～9:55

場所：JAPEX2024会場入口

*後援、協賛団体関係者及びゲストによるテープカットを行います。

(5)JAPEX2024交流会

日時：2024年11月2日（土）17:30～18:30（受付17:00）

会場：上野精養軒 浅草店

(6)表彰式

日時：2024年11月3日（日・祝）11:00～12:00

場所：JAPEX2024会場6階イベントスペース

*出品者に対して、賞状、メダル、特別賞等を授与します。

*当日、表彰式会場の録画・録音はご遠慮願います。

(7)作品解説

企画出品への出品者による作品解説を実施します。

(8)切手のつどい(研究発表会)

国別、収集テーマ別の活動事例紹介で、どなたでも参加することができます。

(9)切手商ブース

全国有力切手商による大即売会を開催します。

(10)World Post Office

海外郵政ブースによる記念押印サービス、切手販売を実施します。

(11)郵便局臨時出張所の開設

浅草郵便局臨時出張所を会場に開設し、記念小型印の押印や切手販売を実施します。

2024年11月1日（金）～11月3日（日・祝） 10:00～17:00（最終日のみ16:00終了）

*記念押印の日付印の図案は、公式ホームページでご確認ください。

(12)公式記念グッズの販売[販売品種類、価格は予定]

JAPEX2024公式記念グッズ及びJAPEX2024公式ガイドブックの販売を実施します。

○フレーム切手(85円額面) 価格：1シート(30枚)6,000円、20枚4,000円、10枚2,000円、5枚1,000円

○ポストカード 価格：1枚120円

○封筒(記念カバー) 価格：1枚120円

○特製カード 価格：1枚500円

○公式ガイドブック 価格：1部300円

社会情勢の変化や政府方針により、内容に変更が生じる場合があります。最新情報、変更等につきましては、（公財）日本郵趣協会発行の月刊誌「郵趣」及びJAPEX2024公式ホームページ等でお知らせいたします。

Ⅱ. 第59回全国切手展JAPEX2024 特別規則

公益財団法人日本郵趣協会
JAPEX委員会

第1条 実施

- 1.第59回全国切手展(略称:JAPEX2024)は全国切手展JAPEX一般規則に基づいて、公益財団法人日本郵趣協会(以下「JPS」という)が主催する。JAPEX2024は、JAPEX2024実行委員会により実施、運営される。
- 2.会期
2024年11月1日(金)～11月3日(日・祝)
- 3.会場
東京都立産業貿易センター台東館6・7階

第2条 出品部門

1.非競争出品部門

(1)企画出品

JAPEX2024では、競争出品部門の中から特に、発行から125年を迎える菊切手にちなんで菊切手や関連郵趣品、資料で構成された出品物を各クラスより集めた「菊切手発行125年」、及び2025年にわが国との国交正常化60周年を迎える韓国にちなんで韓国切手や関連郵趣品、資料で構成された出品物を各クラスより集めた「2025年日韓国交正常化60周年『韓国切手展』」を企画出品クラスとして設ける(この他、非競争の出品物も受け入れる)。そのため、競争出品された作品のうち、次の条件のいずれかに該当する出品物は、企画出品コーナーに展示する。

- ①専ら菊切手、韓国切手に関連する切手や材料を対象としたもの、また、それらに関連の深いテーマを対象としたもの。
- ②JAPEX審査委員会が「企画出品」として取り扱うことが適当と判断した出品物

(2)特別出品

JAPEX2024では、法人又はグループにより共同制作された出品物を特別出品として受け入れる。当該出品を希望するグループは、出品申込の期間前に、当協会事務局に出品申請を行う。当該出品申請を受理するか否かについては、JAPEX委員会が決定する。出品受理が決定した出品物については、JAPEX委員会が出品料免除を決定した場合を除き、規定の出品料を支払う。

2.競争出品部門

クラス1 チャンピオン・クラス

クラス2 伝統郵趣

2A 日本及びその関連地域

2B 外国

クラス3 郵便史

3A 郵便史(ポスタルヒストリー)

3B 郵便印郵趣(マルコフィリー)

クラス4 ステーションナリー

4A 日本及びその関連地域

4B 外国

クラス5 航空郵趣

クラス6 テーマティック

クラス7 ユース(6歳～21歳)

(年齢は2024年4月1日現在)

クラス8 文献

8A 郵趣書籍

(2022年1月1日以降に発行のもの)

8B 郵趣雑誌及び定期刊行物

(2023年1月1日以降に発行のもの)

8C 切手カタログ及びチェックリスト

(2023年1月1日以降に発行のもの)

電子媒体による出品物は、CD-ROM、DVD-ROMまたは USBメモリに、Windows10以上のOSにおいて操作可能であるファイル(電子書籍、カタログとしてのデータベース、ウェブ・コンテンツ、アプリなど)を保存の上、提出する。

クラス9 ワンフレーム

クラス10 オープン

クラス11 その他

第3条 出品料

1.出品料

所定の出品料は、出品申込時に本条2項に定める支払方法により払い込む。また、申込期間内に払い込みが確認されない場合は、出品申込は受理されない。

(1)クラス1 1作品につき50,000円

(2)クラス2～6、10～11 1フレームにつき6,000円

(日本郵趣協会普通会員5,000円、維持会員及び正会員4,000円)

(3)クラス7 無料

(4)クラス8 1作品につき6,000円

(日本郵趣協会普通会員5,000円、維持会員及び正会員4,000円)

(5)クラス9 1作品につき8,000円

(日本郵趣協会普通会員7,000円、維持会員及び正会員6,000円)

(6)特別出品 1フレームにつき5,000円

(7)出品料の減免

JAPEX初出品に限り、1フレームにつき2,000円を減免する(クラス8は除く)。

2.支払方法

払込名義人は出品者名とし、払込手数料は出品者負担とする。

(1)郵便振替

口座番号/00160-6-3700、

加入者名/公益財団法人日本郵趣協会

(2)銀行振込

りそな銀行新都心営業部、普通預金、口座番号/60110、

受取人/公益財団法人日本郵趣協会

(3)現金支払

出品申込の提出先、コミュニティ通貨「フィラ」利用可

3.出品料の返却

(1)JAPEX委員会の判断により出品物の受理が取り消された場合、又は申込期間を過ぎて出品申込を取り消した場合には、出品料は返却されない。

(2)出品物の搬入期間までに文書により出品申込を取り消した場合には、出品料の半額を返却する。

第4条 出品申込

1. 申込期間

2024年7月17日(水)～9月17日(火) 18:00[必着]

2. 提出物

- ・ JAPEX2024出品申込書(PDF入力様式)
- ・ インTRODダクトリーページ(タイトルページ)
※出品申込時に提出したINTROダクトリーページ(タイトルページ)は、その後の作品制作の過程で提出作品と変更があっても問題ありません。
- ・ シノプシス(提出は任意)
- ・ 顔写真(カラー、横4cm×縦4cm、提出は任意)

3. 申込方法

(1) 電子申請

所定の出品申込書に必要事項を漏れなく記載のうえ、他の提出物を含めた電子データをEメールに添付し、出品申込先のEメールアドレスへ提出する。

(2) 郵送

所定の出品申込書に必要事項を漏れなく記載のうえ、他の提出物を含めた書類一式を出品申込先へ郵送する。

(3) 持参

所定の出品申込書に必要事項を漏れなく記載のうえ、他の提出物を含めた書類一式を出品申込先へ持参する。

【出品申込先】

〒171-0031 豊島区目白1-4-23 切手の博物館4階
(公財)日本郵趣協会 JAPEX委員会
Eメール: info@yushu.or.jp

第5条 出品受付

出品申込の受付が完了した出品者には、出品受付書、出品用封筒(再利用希望者は除く)、出品物送付明細書(インベントリーフォーム)を交付する。

第6条 出品物の提出

1. 提出期間

「クラス8 文献」

2024年9月14日(土)～9月28日(土) 18:00[必着]

「クラス8 文献」以外のクラス

2024年9月14日(土)～10月5日(土) 18:00[必着]

2. 提出物

- ・ 出品物(出品用封筒に封入)
- ・ 出品物送付明細書(インベントリーフォーム)
- ・ ゆうパック着払い伝票ラベル(郵送による出品物の返却を希望する場合、要ラベル記入)

3. 提出方法

(1) 郵送

出品物を所定の出品用封筒(フレームごとに1枚の封筒)に入れて、郵送で出品物提出先に提出する。その際、出品物送付明細書は、第1フレーム用の出品用封筒に同封する。

(2) 持参

出品物を所定の出品用封筒(フレームごとに1枚の封筒)に入れて、出品物提出先まで持参する。その際、出品物送付明細書は、第1フレーム用の出品用封筒に同封する。

【出品物提出先】

〒171-0031 豊島区目白1-4-23 切手の博物館4階
(公財)日本郵趣協会 JAPEX委員会

4. 出品用封筒の再利用

出品申込時に出品用封筒の再利用を希望した場合には、JAPEX2024公式ホームページから「記載事項一覧」を印刷して、必要事項を記載の上、再利用する出品用封筒の表面に貼付する。なお、再利用の出品者には出品物返却時に500フィラを贈呈する。

5. 出品物保管証

提出した出品物の受付が完了した出品者には、出品申込書に記載の住所へ出品物保管証を送付する。

第7条 出品物の返却

出品物の返却は、出品申込時に希望した以下の方法により行う。

(1) 会場受取

会期最終日の16:00以降、会場の所定場所で出品物保管証と引き換えに受領する。

(2) 申込先受取

会期終了後、後日、申込先で出品物保管証と引き換えに受領する。

(3) 郵送(ゆうパック料金着払い)

会期終了後、後日、ゆうパック料金着払いで返却する。この場合は、出品物提出の際に、「専用ラベル」に必要な事項を正確に記載の上、提出する必要がある。

第8条 出品者の特典

非競争出品部門の出品者及び構成者、並びに競争出品部門の出品物を受領された出品者は、次の特典が無償で提供される。

(1) JAPEX2024公式ガイドブック

(2) 会期中有効の専用入場券

(3) 授賞リスト

第9条 委員会の権利

1. 諸規則の承認

出品者は出品申込書に署名することにより、次の諸規則を了承したものとみなされる。

(1) 全国切手展JAPEX一般規則

(2) JAPEX2024特別規則

2. JAPEX2024特別規則の変更

JAPEX委員会は、必要に応じてJAPEX委員会の議決により本規則を変更することができる。本規則を変更した場合には、速やかにJAPEX2024公式ホームページ等において公開する。

Ⅲ. 出品物の出品申込から返却までの流れ

出品物の出品申込受付から返却までの流れは、次の通りです。

(最新情報、変更等につきましては、JAPEX2024公式ホームページでご確認ください。)

1. 出品申込の期間 (出品申込書、出品料、イントロダクトリーページ等の提出)
2024年7月17日(水)～9月17日(火) 18:00[必着]
2. 出品物提出の期間 (出品物、出品物送付明細書等の提出)
 - (1) 「クラス8 文献」
2024年9月14日(土)～9月28日(土) 18:00[必着]
 - (2) 文献クラス以外の各クラス
2024年9月14日(土)～10月5日(土) 18:00[必着]
3. 出品物の取り消し
 - (1) 「クラス8 文献」
2024年9月28日(土)まで
 - (2) 「クラス8 文献」以外の各クラス
2024年10月5日(土)まで
4. 審査、出品クラスの変更
2024年10月12日(土)
5. 表彰式
2024年11月3日(日・祝)
6. 出品物の返却(「クラス8 文献」の出品物は切手の博物館図書室へ寄贈)
2024年11月下旬から12月上旬

【応募先・お問合せ先】

〒171-0031 豊島区目白1-4-23 切手の博物館4階

(公財)日本郵趣協会 JAPEX委員会

TEL : 03-5951-3311(代) FAX : 03-5951-3315

受付時間 / 10:00～18:00 (日月祝日を除く)

Eメール : info@yushu.or.jp

IV. JAPEX一般規則

公益財団法人日本郵趣協会

第1章 総則

(目的)

- 第1条** この規則は、公益財団法人日本郵趣協会(以下「当協会」という)が主催する全国切手展(以下「JAPEX」という)に適用する一般的規則に関し、必要な事項を定める。
- 2 この規則に定めのない事項については、別に定める展覧会毎のJAPEX特別規則(以下「特別規則」という)による。

(展覧会の趣旨)

- 第2条** 日本及び世界各国の郵便切手類及び郵便制度に関する研究を進展させるとともに、作品を鑑賞することにより豊かな情操を養い郵便切手文化に理解を深めていくため、JAPEXを開催する。また、郵便切手類及び郵便制度に関する調査研究に貢献した功労者を顕彰し、郵便切手文化の発展と水準高度化を図る。

(企画・運営)

- 第3条** JAPEXの企画は、当協会の事業計画に基づき、JAPEX委員会がこれを行う。開催にあたっては、展覧会毎にJAPEX実行委員会を組織し、その運営にあたる。

第2章 出品物

(出品部門)

- 第4条** JAPEXは、非競争出品部門と競争出品部門の区分により構成する。

(非競争出品部門)

- 第5条** 非競争出品部門は、当協会による出品物若しくは当協会の要請により出品される出品物で構成され、招待出品、企画出品、特別出品及び審査員出品で構成する。ただし、JAPEX開催にあたり、その一部又は全部を除外することができる。
- 2 審査員出品は、当該JAPEXのために選任された審査員の出品物で構成する。

(競争出品部門)

- 第6条** 競争出品部門は、次の出品クラスを設けることができる。
- (1) チャンピオン・クラス
 - (2) 伝統郵趣
 - (3) 郵便史
 - (4) ステーションナリー
 - (5) 航空郵趣
 - (6) テーマティック
 - (7) ユース
 - (8) 文献
 - (9) ワンフレーム
 - (10) オープン
 - (11) その他

(チャンピオン・クラス)

- 第7条** チャンピオン・クラスは、直近5カ年に開催されたJAPEXにおいて、グランプリ、大金賞又は金賞を2回以上授賞した出品物や、同一主題を充実・発展させた出品物とする。ただし、第6条第7号から第9号の出品クラスを除く。
- 2 直近5カ年に開催された国際郵趣連盟の国際切手展及びアジア郵趣連盟のアジア国際切手展(以下「国際切手展」という)において金賞以上を受賞した出品物や同一主題を充実・発展させた出品物とする。ただし、第6条第7号から第9号の出品クラスを除く。

(伝統郵趣)

- 第8条** 伝統郵趣(トラディショナル)クラスは、特定の国又は地域において一定の期間に発行された郵便切手を伝統的手法(原則として発行順、額面順、又はカタログ掲載順)により整理、展開した出品物とし、次の区分に細分する。
- (1) 日本及び関連地域
日本及びその関連地域(在外日本局、旧満州国、旧植民地、占領地、琉球等の日本関連地域)
 - (2) 外国
上記(1)に該当しない国又は地域

(郵便史)

- 第9条** 郵便史クラスは、実際に郵便で運ばれた郵便物又は郵便事業に関する郵便印などの題材を整理、展開した出品物とし、次の区分に細分する。
- (1) 郵便史(ポスタルヒストリー)
特定の国又は地域の郵便の歴史を中心に整理、展開した出品物
 - (2) 郵便印郵趣(マルコフィリー)
特定の国又は地域の郵便印等を中心に整理、展開した出品物

(ステーションナリー)

- 第10条** ステーションナリー・クラスは、特定の国又は地域で発行されたポスタル・ステーションナリー(原則として料額表示のある郵便はがき、書簡等)に限定して整理、展開した出品物とし、次の区分に細分する。
- (1) 日本及び関連地域
日本及びその関連地域(在外日本局、旧満州国、旧植民地、占領地、琉球等の日本関連地域)
 - (2) 外国
上記(1)に該当しない国又は地域

(航空郵趣)

- 第11条** 航空郵趣(エアロフィラテリー)クラスは、特定の地域の航空切手、航空郵便で運ばれた郵便物など、題材を航空関連に限定して整理、展開した出品物とする。

(テーマティック)

- 第12条** テーマティック・クラスは、出品者が任意に定めたテーマに基づいて、幅広い郵趣材料を駆使して整理、展開した出品物とする。

(ユース)

第13条 ユース・クラスは、出品者が任意に定めたテーマに基づいて、幅広い郵便切手類を使用して整理、展開した出品物とし、6歳から21歳まで(年齢は当該JAPEXが開催される年の4月1日現在)が出品できる。

(文 献)

第14条 文献クラスは、郵趣に関する紙媒体及び電子媒体による出品物とし、次の区分に細分する。

- (1) 郵趣書籍
- (2) 郵趣雑誌及び定期刊行物
- (3) 切手カタログ及びチェックリスト

(ワンフレーム)

第15条 ワンフレーム・クラスは、第6条第2号から第6号、第6条第10号から第11号の出品クラスの出品物について、これを1フレームに内容が完結するようまとめた出品物とする。

(オープン)

第16条 オープン・クラスは、郵趣材料の他、非郵趣材料を使用して整理、展開した出品物とする。ただし、郵趣材料を中心として構成するとともに、非郵趣材料は全材料の50%を超えてはならない。

(その他)

第17条 その他クラスは、第8条から第16条までに該当しない対象を扱ったもので、宇宙郵趣(アストロフィラテリー)、マキシマフィリー、現代郵趣、印紙、絵はがき等の出品物がある。現代郵趣は、1980年代以降に発行されたマテリアルで構成された伝統郵趣、郵便史、ステーションナリーの出品物とする。

(出品資格)

第18条 競争出品部門の出品者は、本規則及び特別規則を承諾し、出品物は全て出品者自ら所有するものでなければならない。このことにより、著作権等による争議が生じた場合には、当協会は一切の責任を負わない。

2 出品資格は個人とし、居住地及び国籍等を含め一切の制限を設けない。ただし、当該JAPEX審査員、その血縁者及び婚姻関係者は、いずれのクラスにも出品することができない。

3 第2項の規定に関わらず、文献クラスは共著、法人(当協会切手研究会を含む)又は任意団体により出品することができる。

4 第2項の規定に関わらず、オープン・クラスはグループにより出品することができる。

(出品制限)

第19条 出品物は、各クラスにつき1人1件とする。ただし、文献クラスは複数件数を出品することができる。

2 第7条に定めるチャンピオン・クラスの出品要件に該当する出品物は、チャンピオン・クラス以外の出品クラスに出品できない。

(出品規格)

第20条 出品物の規格は、次の通りとする。このサイズを超えるリーフ(ページ)は、一部を重ねての収納又は展示できない場合がある。この場合、リーフ(ページ)及びマテリアルに破損等が生じてても当協会は一切の責任を負わない。

(1) リーフ(ページ)の展示可能なサイズ(保護ラップを被せたサイズ)

①標準リーフ(ページ)

A4(厚さ5mm以内)または、縦290mm~300mm×横230mm(厚さ5mm以内)

②ダブルリーフ(ページ)

A3(厚さ5mm以内)または、縦290mm~300mm×横460mm(厚さ5mm以内)

③ワイドリーフ(ページ)

縦290mm~300mm×横310mm(厚さ5mm以内)
(ただし、いずれも下辺10mmは厚さ1mm以内)

(2) 展示フレーム上の配列

展示フレームは4段構成で、1段におけるリーフ(ページ)の配列は、次の通りとする。ただし、ユースの11歳以下は3段構成でも出品することができる。

①標準リーフ(ページ)4枚

②ダブルリーフ(ページ)2枚

③標準リーフ(ページ)2枚とダブルリーフ(ページ)1枚

④ワイドリーフ(ページ)3枚

(3) リーフ(ページ)の配色

リーフ(ページ)の配色は、白色又は薄い色のついたものに限定し、黒色及び濃色のリーフ(ページ)は不可とする。

(展示番号)

第21条 出品物の各リーフ(ページ)には、表面の左下部に展示順を示す通し番号を明記しなければならない。また、裏面には出品者名及び表面に記載したものと同じ通し番号を明記することを推奨する。

(保護ラップ)

第22条 出品物の各リーフ(ページ)は、透明の三方綴じの保護ラップ(カバー)に入れなければならない。

(イントロダクトリーページ)

第23条 出品者は、出品申込においてイントロダクトリーページ(タイトルページ)の画像またはコピーを提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、ユース・クラス及び文献クラスの出品物は、これを省略することができる。

(鑑定書)

第24条 出品物の郵趣材料に鑑定書がある場合には、該当リーフ(ページ)の裏面に鑑定書を添付し、当該郵趣材料の直近部に€の印を記載して明示しなければならない。

(出品物送付明細書)

第25条 出品者は、出品物送付明細書(インベントリーフォーム)に各リーフ(ページ)の貼付切手及び貼付封筒・葉書類の枚数を正確に記載して提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、ユース・クラス及び文献クラスの出品物は、これを省略することができる。ただし、電子媒体による出品物は、全ての内容物のプリントアウトを提出しなければならない。

(フレームの割当)

第26条 競争出品部門の各クラスの出品物には、次のフレーム数が割り当てられる。

- (1) チャンピオン・クラス
5フレーム~8フレーム

- (2) 伝統郵趣、郵便史、ステーションナリー、航空郵趣、
テーマティック及びその他
3フレーム～8フレーム
JAPEX初出品の場合
1フレーム～8フレーム
- (3) ユース
1フレーム～5フレーム
- (4) ワンフレーム
1フレーム
- (5) オープン
2フレーム～5フレーム
JAPEX初出品の場合
1フレーム～5フレーム

(文献の出品規格)

第27条 文献出品物の規格は次の通りとし、出品者は出品物1件につき展示用及び審査用の出品物2部を提出しなければならない。

- (1) 郵趣書籍は、出品申込の締切日までに発行されており、直近3カ年以内に出版されていなければならない。
- (2) 郵趣雑誌及び定期刊行物は、出品申込の締切日までに発行されており、直近2カ年以内に出版されていなければならない。
- (3) 定期刊行物は、季刊の場合には直近号を含む継続2回分以上、隔月刊の場合には、直近号を含む継続3回分以上、月刊の場合には、直近号を含む継続6回分以上の出品物でなければならない。
- (4) 郵趣雑誌及び定期刊行物のうち、(2)又は(3)の要件に適合しない雑誌や刊行物については、①雑誌や刊行物の著作権を出品者自身が保有しているか譲渡されていること、②合本されていること、③新たな情報の付加又は更新がされていることを要件として、(1)の郵趣書籍として出品できるものとする。

(出品料)

第28条 出品料は、特別規則において定める。

第3章 出品物の取り扱い

(出品申込)

第29条 出品者は、所定の出品申込書に必要な事項を漏れなく記載の上、出品料、顔写真、イントロダクトリーページ(タイトルページ)を添えて、特別規則の定めに従い提出する。

(出品物の受付)

第30条 当協会は、提出書類及び出品料を受領すると、出品受付書、出品用封筒及び出品物送付明細書(インベントリーフォーム)等の書類を出品者に送付する。

(出品物の搬入)

第31条 出品者は、出品用封筒の表面に必要な事項を正確に記載の上、出品物を出品用封筒に入れて、特別規則の定めに従い提出する。その際、出品物送付明細書(インベントリーフォーム)は、第1フレーム用の出品用封筒に同封する。
2 出品物は展示できる状態で搬入し、包装の不備による出品物の破損等については、当協会は一切の責任を負わない。

(保管証)

第32条 当協会は、出品物及び出品物送付明細書(インベントリーフォーム)を受領すると、保管証等の書類を出品者に送付する。

(出品物の取消)

第33条 JAPEX委員会は、次の場合には出品物の受理を取り消すことができる。この場合には、出品者の特典は供与されない。

- (1) 出品物がこの規則及び特別規則に違反していると判断した場合
- (2) 出品申込書に記載すべき重要事項(過去の授賞記録等)の記載に虚偽若しくは重大な瑕疵が認められた場合
- (3) その他、出品物を受理しないことが適当と判断した場合

(保険)

第34条 出品物の保険は、出品者自らの責任と負担においてかけるものとする。

(出品物の展示及び撤去)

第35条 競争出品部門における出品物の展示及び撤去はJAPEX実行委員会がこれを行い、出品者自らが行うことはできない。
2 JAPEX開催会期中の出品物の返却、取り外し等に関する要請には、一切応じられない。

(出品物の返却)

第36条 出品物は、JAPEX終了後、出品者が出品申込書に記載した返却方法で原則返却される。ただし、文献クラスの出品物についてはこれを返却しないが、切手の博物館への寄贈等を通して郵便切手文化の普及として有効に活用される。

第4章 審査

(審査委員会)

第37条 JAPEXの競争出品物を審査し、優秀な出品物を表彰するため、会期毎にJAPEX審査委員会(以下「審査委員会」という)をおく。

- 2 審査委員会を構成する審査員等については、原則として当協会の公認審査員の中より審査委員会が選任する。
- 3 審査員の内1名を審査員長とし、審査員長は審査委員会を代表し、審査結果の最終権限を有する。
- 4 審査員長及び審査員名簿については、JAPEX会期前に当協会ホームページ等で公開する。
- 5 審査委員会の議事は、非公開とする。

(審査基準)

第38条 審査委員会は、JAPEX委員会により審査対象とすることが決定した全出品物に対し、別に定める全国切手展JAPEX審査基準(以下「審査基準」という)に従い出品物を厳正に審査し、その総得点及び賞を決定する。

- 2 審査基準については、出品申込の期間前に当協会ホームページ等で公開する。

(出品クラスの変更)

第39条 審査委員会は、出品物が出品申込書に記載された出品クラスの内容に適合しないと判断した場合には、出品クラスを変更して審査することができる。その際、出品料に変更が生じた場合は、当協会は出品者に対して出品料の差額を徴求または返却する。

- 2 審査委員会は、出品物がいずれの出品クラスにも適合しないと判断した場合には、その他クラスの審査基準に基づき審査することができる。

(審査対象からの除外)

第40条 審査員会は、出品物を審査対象とすることが適当でないと判断した場合には、その出品物を審査対象から除外することができるものとし、審査対象からの除外を決定した際は、出品者に可及的速やかに通知する。

2 審査員会は、第6条第8号に該当する出品物の内、電子媒体による出品物については、特別規則に規定の技術仕様に準拠していない場合、当該出品物を審査対象外とすることがある。技術仕様に適合しているにもかかわらず、閲覧が不可能な場合は、再提出を求めることがある。

3 JAPEX委員会は、審査員会の決定に従い当該出品物に対する当初の決定を変更する。

4 本条第1項から第3項のいずれにおいても、出品料は返金されない。

(有害な郵趣材料を含む出品物の取り扱い)

第41条 審査員会は、出品物に有害な郵趣材料(偽造品・変造品若しくはその疑いがある郵趣品等)が含まれると判断した場合には、出品者に警告を行うことがある。

2 審査員会は、出品者に警告を行った旨をJAPEX委員会及び当協会理事会に報告する。

(賞)

第42条 審査員会は、審査基準に基づき、次の賞を決定する。

(1) 全出品物について出品クラスごとに審査し、総得点に応じ大金賞、金賞、大金銀賞、金銀賞、大銀賞、銀賞、銀銅賞、銅賞及び佳作を決定し、賞状を授与する。銅賞以上の入賞出品物には、メダルを授与する。

(2) チャンピオン・クラスの出品物については、原則として大金賞又は金賞を授与する。ただし、総得点が85点に満たなかった場合には、下位のメダルを授与することはせず、記念品を授与する。

(特別賞)

第43条 審査員会は、次に定める基準に基づき、次の特別賞を決定する。

(1) 第6条第2号から第6号及び第11号の各クラスのうち最高得点の出品物の内1点には、グランプリを授与する。

(2) チャンピオン・クラスのうち特に優れた出品物の内1点には、前号とは別にグランプリを授与することがある。

(3) ユース・クラスで最高得点の出品物にはベスト・ユース賞、ワンフレーム・クラスで最高得点の出品物にはベスト・ワンフレーム賞、オープン・クラスで最高得点の出品物にはベスト・オープン賞を授与する。

(4) 別に定める小倉謙賞授賞要項及び住野正顕賞授賞要項に基づき、小倉謙賞及び住野正顕賞を授与することがある。

(5) 出品物に対する評価に応じ、その他の特別賞(JAPEX実行委員会賞、JPS研究会特別賞、企業・団体からの寄贈賞等)、又は特に学術研究成果の高い出品物に審査員賞詞(賞状)を授与することがある。

(審査結果)

第44条 審査結果については、出品者に通知するほか、JAPEX会場及び当協会ホームページ等で公開する。

(表彰式)

第45条 表彰式はJAPEX会期中に開催し、入選となった出品者へ賞状等を授与する。

(審査評)

第46条 審査員長は、表彰式において審査総評の概要を公開する。また出品者に対しては、出品物返却時に評価項目別の得点を含めた審査評を送付する。

(クリティーク)

第47条 クリティーク(審査員と出品者との対話)を希望する出品者は、予め出品申込書にその旨を記載する。

2 審査員会は、出品者の希望に応じて、審査結果の公開後にクリティークを実施する。ただし、都合により全ての希望に応じられない場合も生じる。

3 出品者はクリティークに限り、自分の出品物に関する審査上の質問ができる。なおクリティークを受けた出品者に対しては、審査評のコメントを省略する場合がある。

(国際切手展への出品資格)

第48条 原則として第6条第2号から第6号、第9号から第11号の各クラスで75点以上(金銀賞以上)を得点した出品物は、国際切手展への出品資格を得る。ただし、各国際切手展の特別規則(IREX)等の基準が異なる場合は、原則としてそれら基準に従う。

2 原則としてユース・クラスにおいて、10歳以上15歳以下で70点以上(大銀賞)または16歳以上で75点以上(金銀賞以上)を得点した出品物は、国際切手展への出品資格を得る。なお、9歳以下は国際切手展の出品資格に該当するクラスはない。ただし各国際切手展の特別規則(IREX等)の基準が異なる場合は原則としてそれら基準に従う。

第5章 雑則

(展示)

第49条 JAPEX委員会は、審査員会の事前審査により、入選となった出品物について、JAPEX会場に展示し、一般に公開する。

2 前項にも関わらず、JAPEX委員会は展示面積の制約等により、出品者に通知することなく一部を展示しないことがある。

3 JAPEX委員会は、入選とならなかった出品物について、展示することが適当と判断した出品物を展示することができる。

(出品物の写真撮影)

第50条 当協会は、郵便切手文化の発展と水準高度化にあたり、出品物の写真撮影又は複写を行い、月刊誌『郵趣』等への掲載として使用することがある。

2 JAPEX会場における出品物の写真撮影については、JAPEX実行委員会の許可が必要となる。

(出品物の著作権)

第51条 出品物のうち特に優れた出品物については、月刊誌『郵趣』及びJAPEX出版物等への掲載に使用することがある。これらの出版物に関する著作権等は、当協会に帰属する。

(個人情報)

第52条 JAPEXにおける個人情報は、厳重に管理し、賞品の発送、入選者の報道発表、郵趣刊行物、当協会ホームページ、JAPEX出版物の案内等、JAPEX事業に必要な範囲内で利用する。

(改正)

第53条 この規則の改正は、JAPEX委員会及び審査委員会との協議を踏まえ、当協会理事会の議決により行うものとする。当協会理事会はこの規則を変更した場合には、速やかにホームページ等において公開する。

(附則)

この規則は、1997年9月27日から施行する。

(第45回理事会議決)

一部改正 2000年5月20日(第53回理事会議決)

一部改正 2002年3月2日(第61回理事会議決)

一部改正 2003年9月14日(第68回理事会議決)

一部改正 2006年5月27日(第82回理事会議決)

一部改正 2007年6月2日(第87回理事会議決)

一部改正 2012年3月10日(第9回理事会議決)

一部改正 2014年3月8日(第21回理事会議決)

一部改正 2016年3月5日(第32回理事会議決)

一部改正 2019年7月27日(第50回理事会議決)

一部改正 2020年7月9日(第55回理事会議決)

一部改正 2021年6月5日(第60回理事会議決)

一部改正 2023年6月3日(第70回理事会議決)

V. JAPEX審査基準

公益財団法人日本郵趣協会
審査委員会

1. はじめに

公益財団法人日本郵趣協会(以下「当協会」という)は、全国切手展(以下「JAPEX」という)の開催にあたり、1997年にJAPEX一般規則(以下「一般規則」という)及び展覧会毎に定めるJAPEX特別規則(以下「特別規則」という)を新設するとともに、国際切手展における審査基準に準拠したJAPEX審査基準(以下「審査基準」という)を設け、その普及に務めてきました。

今後とも、国際的なルール変更や、主要国の国内展の動向等を踏まえて、郵便切手文化の発展と水準高度化に努めてまいります。

2. 総得点と賞

各クラスの審査の総得点及び賞は、次の通りです。

- (1) 伝統郵趣、郵便史、ステーションナリー、航空郵趣、テーマティック、文献、ワンフレーム、オープン、その他

総得点	賞
100～90点	大金賞(Large Gold)
89～85点	金賞(Gold)
84～80点	大金銀賞(Large Vermeil)
79～75点	金銀賞(Vermeil)
74～70点	大銀賞(Large Silver)
69～65点	銀賞(Silver)
64～60点	銀銅賞(Silver Bronze)
59～55点	銅賞(Bronze)
54～50点	佳作(Diploma)
49点以下	選外(Participation)

- (2) ユース

総得点	賞
100～85点	金賞(Gold)
84～75点	金銀賞(Vermeil)
74～70点	銀賞(Silver)
69～60点	銀銅賞(Silver Bronze)
59～55点	銅賞(Bronze)
54～50点	佳作(Diploma)
49点以下	選外(Participation)

50点を以上を得点した入選出品物は、原則としてJAPEX会場に展示され、賞状(ディプロマ)が授与されます。このうち、55点を以上を得点した入賞出品物にはメダルが授与されます。

また、国際郵趣連盟(以下「FIP」という)の「国際切手展に関する一般規則(GREX)」では、国際切手展への出品資格を得るためには、国内展(JAPEX等)において75点を以上(金銀賞以上)を得点することが必要とされており、かつ5フレーム以上の規模であることが求められます。

ユース・クラスの高校生及び大学生等区分は75点を以上(金銀賞以上)を得点することが必要になります。ただし、ユース・クラスの小学生区分、文献クラス、ワンフレーム・クラスは、過去の賞は関係ありません。

3. 審査の評価項目と配点

各クラスの審査の評価項目及び配点は、次の通りです。

- (1) チャンピオン・クラス

出品内容により、以下の(2)、(3)に準ずる。

- (2-A) 伝統郵趣、郵便史、ステーションナリー、航空郵趣、その他

評価項目	配点
主題の選定、構成と展開 (Treatment and Importance)	30
郵趣知識と研究 (Philatelic and Related Knowledge, Personal Study and Research)	35
状態と稀少性 (Condition and Rarity)	30
展示技術 (Presentation)	5
合計 (Total)	100

- (2-B) 現代郵趣 (伝統郵趣、郵便史、ステーションナリー)

評価項目	配点
主題の選定、構成と展開 (Treatment and Importance)	30
郵趣知識と研究 (Philatelic and Related Knowledge, Personal Study and Research)	35
状態と稀少性、マテリアルの入手難度 (Condition, Rarity, and Difficulty of Aquisition)	30
展示技術 (Presentation)	5
合計 (Total)	100

- (3) テーマティック

評価項目	配点
テーマティックとしての構成 (Treatment)	35
郵趣知識と研究 (Philatelic and Related Knowledge, Personal Study and Research)	30
状態と稀少性 (Condition and Rarity)	30
展示技術 (Presentation)	5
合計 (Total)	100

- (4-A) ユース

伝統郵趣、郵便史、ステーションナリー、航空郵趣、その他

評価項目	配点
構成 (Treatment)	30
知識 (Knowledge)	30
材料 (Material)	20
展示技術 (General Impression)	20
合計 (Total)	100

(4-B) ユース
テーマティク

評価項目	配点
テーマティクとしての構成 (Treatment Development)	40
材料と郵趣知識 (Material and Philatelic Knowledge)	40
展示技術 (General Impression)	20
合計 (Total)	100

(5) 文献

評価項目	配点
内容や図のわかりやすさ (Treatment (of contents) or "Authorship and Editorship")	40
主題の重要性、独創性、趣旨、深さ (Originality, Significance and Research)	40
内容の体裁 (Technical Matters)	15
本の体裁 (Production)	5
合計 (Total)	100

(6-A) ワンフレーム

伝統郵趣、郵便史、ステーションナリー、航空郵趣、その他

評価項目	配点
主題の選定、構成と展開 (Treatment and Importance)	30
郵趣知識と研究 (Philatelic and Related Knowledge, Personal Study and Research)	35
状態と希少性 (Condition and Rarity)	30
展示技術 (Presentation)	5
合計 (Total)	100

(6-B) ワンフレーム

テーマティク

評価項目	配点
テーマティク作品としての構成 (Treatment)	35
郵趣知識と研究 (Philatelic and Related Knowledge, Personal Study and Research)	35
状態と希少性 (Condition and Rarity)	25
展示技術 (Presentation)	5
合計 (Total)	100

(7) オープン

評価項目	配点
オープン作品としての構成 (Treatment)	30
郵趣知識と研究 (Philatelic and Related Knowledge, Personal Study and Research)	35

状態と希少性 (Condition and Rarity)	30
展示技術 (Presentation)	5
合計 (Total)	100

4. 特別賞の授与

最も優秀な出品物にはグランプリを授与するとともに、特に研究成果の高い出品物には審査員賞詞(賞状)を授与することがあります。また、出品物に対する評価に応じ、その他の特別賞(小倉謙賞、住野正顕賞、手嶋康賞、JAPEX実行委員会賞及び企業・団体からの寄贈賞等)を授与することがあります。

(1) グランプリ

伝統郵趣、郵便史、ステーションナリー、航空郵趣、テーマティク、ワンフレーム、オープン及びその他の各クラスでは、85点以上(金賞以上)かつ最も総得点の高い出品物のうち1作品に、グランプリを授与します。

また、チャンピオン・クラスでは、85点以上(金賞以上)かつ特に優れた出品物に、グランプリを授与することがあります。ただし、過去にグランプリを授賞した出品者による同一内容の出品物については、原則として選考対象から除外します。

(2) 小倉謙賞

別に定める「小倉謙賞授賞要項」に基づき、小倉謙賞を授与することがあります。

(3) 住野正顕賞

別に定める「住野正顕賞授賞要項」に基づき、住野正顕賞を授与することがあります。

(4) 手嶋康賞

別に定める「手嶋康賞授賞要項」に基づき、手嶋康賞を授与することがあります。

(5) その他の特別賞

研究発表に対する評価に応じ、その他の特別賞が授与されることがあります。特別賞は、①独自の研究成果が認められるもの、②新しい分野に取り組んでいるもの、③特に将来性の高いもの、④特定の要素(例えばコンディションやプレゼンテーション技術等)からみた優秀性が際立っているもの、⑤その他特に評価すべき点があるもの等、出品物の総得点に関わらず授与されることがあります。

5. 出品物のマテリアルの真偽

出品物に有害な郵趣マテリアル(偽造品・変造品、あるいはその疑いのある材料等)が見受けられた場合には、審査員会は、得点の減点を行うとともに、その旨を出品者に個別に警告いたします。それにも関わらず、有害なマテリアルを真正品として他の競争展に応募もしくは売却しようとした場合には、審査員会は「警告を行った事実」を公表することがあります。

真偽が問題となることが予想されるマテリアルについては、あらかじめ当該マテリアルを貼付したリーフ(ページ)の裏面に、広く認知されている鑑定機関または鑑定専門家による鑑定書を添付して下さい。なお、審査員会は鑑定機関ではありませんから、審査評等で特に指摘しなかった場合でも、必ずしも出品物に含まれた疑わしいマテリアルを真正品と判断したことにはなりません。

6. 稀少性に関する表現

出品物に含まれるマテリアルの稀少性については、審査の時間的制約、郵趣材料に対する知識の表現の観点からできるだけ積極的に記述することが求められます。具体的には、「××であるアイテムは○点のみ記録されている」など、稀少性の判断基準と数量を公刊された出版物などにに基づき示すことで可能です。

ただし、稀少性の表現は出品者の郵趣知識に直接つながるものであり、出品者は記述に際してより新しいデータに基づくよう努力してください。次のような記述が著しく頻出する場合には、それに応じた追加的な減点がなされることがありますのでご注意ください。

- (1) 単に珍しいということを直接・間接に形容するような表現を用いることはできません。これは、いわゆる主観の域を出るものではないからです。例えば「珍しい(rare, scarce)」、といった直接的な記述はもちろん、「なかなか見つけれない」、「入手困難である」、「ちょっと思いつかない使用例」といった表現も不適切とされます。
- (2) 客観的事実であっても、稀少性を示す目的でマテリアルの価格や取引状況について言及することは避けてください。例えば、「この切手には2006年版日本切手専門カタログで100万円の評価が与えられている」、「この田型は、第440回JPSオークションにおいて200万円で落札された」といった表現です。もちろん、「このカバーはオークションなどにも滅多に姿を現さない」などの抽象的表現も不適切とされます。
- (3) マテリアルの数量の他、定量的事実(例. 特定の切手の通用期間、ある地域での取り扱い郵便通数など)の記述により間接的に稀少性を示す表現は可能ですが、郵趣的重要度を誤認させるような表記はさけてください。

7. 出品物の表記に用いる言語

FIPの「国際切手展に関する一般規則(GREX)」では、国際切手展の出品物における表記については、FIPの定める公用語(英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語)を用いて行うことを規定しています。

JAPEXでは、日本語を用いての表記が望ましいですが、上記のFIP公用4カ国語を用いることも可能です。ただし、FIP公用4カ国語を用いる際も、イントロダクトリーページ(タイトルページ)は日本語とします。ただし日本語を用いることができない出品者は、イントロダクトリーページ(タイトルページ)にもFIP公用4カ国語の表記を認めます。

8. チャンピオン・クラスの審査基準

(1) チャンピオン・クラスコレクションの構成及び材料

チャンピオン・クラスの出品物は、ある一定のレベル以上のコレクションと考えられます。当然、出品物の内容により、各クラスの審査基準に準じたものとなりますが、基本的なことは理解されていると考えています。

(2) チャンピオン・クラスコレクションの審査の評価項目と配点

出品物の内容により、相当クラスの審査基準に準じた評価項目と配点になります。

9. 伝統郵趣(トラディショナル)の審査基準

(1) 伝統郵趣コレクションの構成の基本

伝統郵趣コレクションとは、特定の国または地域の一定期間に発行された郵便切手について、原則として発行順や額面順、もしくはカタログの配列順に構成したものです。

例えば、数10年間にわたって発行された多種類の郵便切手について、1種1枚ずつ、カタログ順に整理したコレクション(ゼネラル・コレクション)もこの分野に該当するほか、

特定のシリーズ、あるいは特定の1種類の切手について、製造面及び使用面の2つの観点から深く掘り下げて構成したコレクション(専門コレクション)も当然にこの分野に属します。

典型的な伝統郵趣コレクションは後者のような例ですが、伝統郵趣コレクションでは、まずイントロダクトリーページ(タイトルページ)において出品物の対象範囲に関する特徴点について説明するとともに、出品物のプラン(何をどのような順序で示すのか)について簡潔明瞭に説明する必要があります。

構成方法については、一般的には製造面(未使用切手、見本字入り、ブルーフ及びエッセイ等により製造面の特徴を示す)、使用面(各種郵便印の押された単片及びブロック、その切手が貼付されたカバー)、これらが参観者に理解しやすいような方法で示されることが望ましいとされます。

(2) 伝統郵趣コレクションに含まれる材料

製造面を示すマテリアルとしては、主として未使用切手の他、原画(採用原画・不採用原画・準備段階のスケッチなど)、エッセイやブルーフ(採用・不採用)、みほんが用いられます。他方、使用面を示すマテリアルとしては、各種郵便印が押され使用状況がわかる切手、オン・ピース、カバー等が使用されます。

なお、郵便切手発行以前、いわゆるスタンプレス・カバーについては、郵便切手発行の導入部分として示す意義が明確である場合に限り、その使用が妥当とされます。ただし、その場合でも、そのウェイトは概ね全体の15%以内とすることが望ましいとされます。

なお、伝統郵趣コレクションでは郵便史と異なり、地図、公告の公文書等、郵趣品以外のマテリアルを加えて構成することは原則としてできません。

(3) 伝統郵趣コレクションの審査の評価項目と配点

① 主題の選定、構成と展開 (配点30点)

<a>主題の選定、構成と展開、という2つの要素からなる審査項目です。<a>主題の選定については、FIP審査基準では、Importance(重要性)という用語が用いられており、出品されたコレクションの扱う対象(テーマ)が、フィラテリー全体の位置付けとしてどの程度重要なものとなっているかを評価します。

すなわち、伝統郵趣の場合には、郵趣的重要性は一般に時代が古い程、また対象国が郵趣的に重要である程、高い評価が与えられることとなります。

例えば、日本の伝統郵趣コレクションの場合には、手彫切手と昭和切手のコレクションとを比較すれば、主題の選定という観点からは、前者が後者よりも高い評価を得る可能性が高くなります。

また、同時代に発行された切手を対象としたコレクションの場合には、いわゆる「主要国・地域」の切手を扱ったコレクションと、そうでない国・地域を扱ったコレクションとでは、その重要性に対する評価は異なります。

ただし、新しい時代のシリーズであっても、郵趣的に重要と認められた分野であれば、当然、相応に高い評価が与えられます。

他方、構成と展開については、FIP審査基準ではTreatment(取扱い)という用語が用いられており、選定された主題に基づいて様々なマテリアルを用い、いかにその切手の特徴を示しているかを評価します。

具体的には、選ばれている郵趣材料の妥当性と分類の正確さを見るとともに、その出品物が全体から見て主題に対しバランスを取りつつ適切な展開がなされているかどうか、さらにそれがどのような意義・重要性をもっているのか、これらに注目します。

バランスとは、製造面、使用面がともに、いろいろな角度から十分に採り上げられていることであり、加えて必要なマテリアルがどのように示されているか、また展開が理論的であり整然として主題を十分にカバーしているかを評価します。

さらにイントロダクトリーページ(タイトルページ)において、プラン、内容の概要、まとめ方についての考えなどが明記され、その通りに出品物が示されているかを検討して評価します。

② 郵趣知識と研究 (配点35点)

出品物を通じて推測される、出品者の郵趣上の知識の程度、研究の深さ等を評価します。

例えば、切手の分類が正しくできているか、背景となる製造上・歴史上の事柄が理解されているか、偽造品やリプリントを見分ける力があるか、文献をどのくらい読んでいるか、出版物によって広く知られているか、当該分野での成果がきちんと採り入れられているか、マテリアルを見ただけでは理解しにくいような(あるいは特別の研究について)記述が適切になされているか、同じ分野の他人のコレクションがどのくらい調査されているか、これらの要素について評価します。

出品物に独創的な研究成果が反映され、それが分かりやすく説明されている場合には、高い評価が与えられます。

③ 状態と稀少性 (配点30点)

状態(コンディション)については、出品物を構成する個々の郵趣品(切手、カバーなど)が、それぞれの理想的状態に比べ、どの程度の水準にあるかを評価します。

具体的には、それぞれ対象品となる郵趣品ごとに発行後経過年数、製造時、使用時の状態、あるいは現在における一般的状態などを考慮して相対的な評価を与えます。

稀少性については、そのマテリアルの市場価格とは別に、郵趣上の重要度と現存数を総合して評価します。

④ 展示技術 (配点5点)

収集と研究の成果については、記述及びその他の表現方法が適切かつ簡潔明瞭に鑑賞者に示されているか否かを評価するとともに、出品物全体の統一性とバランス、さらには美観も評価の対象とします。

10-A. 郵便史(ポスタルヒストリー)の審査基準

(1) 郵便史コレクションの構成の基本

郵便史コレクションとは、実際に郵便で運ばれた(実通された)郵便物で構成したものです。郵便事業は、国家によって運営されるのが普通ですが、それ以前の私営郵便、地方郵便によって運ばれたマテリアルも前史として含まれます。

最近では国家政府の省庁ではなく、公社や特殊法人等が郵便事業を運営する国も増えてきましたが、これらのマテリアルも当然含まれます。

郵便主体によって実際に運ばれた郵便物としては、書状、葉書などのステーショナリー、印刷物、包装物などがあります。これらの郵便物には通常、①郵便料金、②郵便経路、③郵便切手、④郵便印、⑤差出人、⑥名宛人などの諸要素が含まれています。

以上が主要な要素ですが、郵便物には必ずしもこれら全ての要素が含まれているとは限りません。

例えば、スタンプレス・カバーには郵便切手の要素はありません。これらの要素を研究し、ある特定の地域または地域間、ある特定の時期の郵便事業の変遷を体系的に展開するのが郵便史コレクションです。

今日では、郵便以外の社会的事象(制度や文化など)を郵便史コレクションのマテリアルを通じて表現する出品分野「歴史・社会・専門研究(Historical, Social and Special Studies)」がFIPで設けられています。ただし、1作品の中で

通常の郵便史と歴史・社会・専門研究を混在して展開することはできません。なお、航空郵便に限定した専門研究は、航空郵趣に応募可能です。

さらに、伝統郵趣コレクションと違って郵便史コレクションには、カタログがありません。したがって、出品者が自分で主題とその構成を考える必要があり、これをイントロダクトリーページ(タイトルページ)において簡潔明瞭に示し、それがどのような順序で展開されるかを鑑賞者に予告しなければなりません。

(2) 郵便史コレクションに含まれる材料

上述のように、郵便史コレクションに含まれるマテリアル(材料)は、実際に郵便で運ばれた書状、ステーショナリー、印刷物などが主体になります。しかし、伝統郵趣と違い必要な場合には、地図、公告の公文書等、郵便事業の理解を助ける資料を加えることができます。

ただし、未使用の郵便切手は使用済切手が存在せず、かつ郵便史的に意義の認められる少数の例外を除いて、原則として郵便史コレクションには含めることはできません。未使用切手は、その切手が印刷された事実しか証明できないため、実際に郵便に使用された状況を証明するためには、少なくとも郵便使用の状況が読み取れる使用済切手であることが必要となります。

なお、他クラスにおいてもイントロダクトリーページ(タイトルページ)は大切な意義をもっていますが、郵便史の場合には特に重要となります。最低限、記述すべき内容として、出品物の題名、出品の目的、出品物の構成(展示プラン)、参考文献が挙げられます。

具体的には、出品の目的に必要な記述は、郵便史作品としての年代設定の理由(例、特定の郵便制度の始期と終期を設定など)と、その作品を通じて表現したい内容(例、郵便料金制度の変遷、遞送路の変化など)です。

展示プランは、作品の目次に当たるもので、郵便史であれば郵便事象(例、特定の郵便制度/郵便料金が適用された時期・地域、特定の郵便局が設置された時期、特定の遞送路が用いられた時期など)を基に記述し、章・節形式(見出しと該当ページ数の記述)が推奨されます。また、発行切手による年代設定や構成は推奨されません。

さらに、歴史・社会・専門研究作品で表現する対象は社会、歴史イベント、商業、地理のいずれかが郵便制度にもたらした影響か、その反対の影響です。したがって、これらに基づいて展示プランを記述します。

参考文献は、稀少性の根拠とした文献や、基本文献を中心に著者、刊行年(一般的には西暦)、タイトル、出版者を記述ください(記述例。著者名(刊行年)『タイトル』出版社名)。参考文献にはインターネットによる資料も含まれます。

(3) 郵便史コレクションの審査の評価項目と配点

① 主題の選定、構成と展開 (配点30点)

郵便史にふさわしい主題が選ばれ、出品物の構想が理論的に組み立てられ、適切な範囲と水準にまで展開されているかどうかを評価します。また、収集した題材の郵便史的な意義、現在収集可能な目標水準と比較しての完成度が評価対象となります。

② 郵趣知識と研究 (配点35点)

郵便史では、主題に関連する郵便事業とその時代的背景について、出品者が客観的で深い理解を持っているか否かを重視します。特に、独創的な調査研究については高く評価されます。ただし、出品物の主体はあくまでもマテリアルであり、研究成果の記述が題材を圧倒してはなりません。

③ 状態と稀少性 (配点30点)

郵便史における状態については、原則的には美観よりも史料性をより重視しますが、現在収集可能な範囲で状態の良いものを選んでいくか否かを評価します。また、稀少性

については、そのマテリアルが郵便で運ばれた時期や経路・方法等についても配慮して相対的に評価します。

現代郵趣の場合は、稀少性に加えて、マテリアルの入手難度も考慮して審査します。

④展示技術（配点5点）

収集と研究の成果について、記述及びその他の表現方法で適切かつ簡潔明瞭に鑑賞者に示されているか否かを評価するとともに、出品物全体の統一性とバランス、さらには美観も評価の対象とします。

10-B. 郵便印郵趣(マルコフィリー)の審査基準

(1) 郵便印郵趣コレクションの構成の基本

郵便印郵趣(マルコフィリー)コレクションとは、広義の「郵便印」を分類・研究した作品をいいます。郵便史コレクション同様、切手発行以前の時代から現在までの範囲が含まれ、また国家によって運営されている郵便事業に関する印だけでなく、私営郵便地方郵便等の印も含まれます。

例えば、ある郵便印について、使用目的、使用期間、使用地域、印色や形の変化等を研究し、時代を追って示したものが、典型的な郵便印郵趣(マルコフィリー)コレクションです。もともと郵便史の一部として成立した分野ですので、共通するところも多いのですが、郵便印の形式がコレクションの主役なら、郵便印郵趣(マルコフィリー)として応募されるのがよいでしょう。

例えば、機械印の異なるタイプの研究は、郵便印郵趣(マルコフィリー)ですし、ある郵政の自動化の歴史は郵便史です。

なお、郵便印郵趣(マルコフィリー)はあくまで郵便印が主体ですから、例えばあるシリーズの切手に同種の郵便印が押されたものを額面順に揃えたとしても、郵便印郵趣(マルコフィリー)のコレクションとしては評価されません。

(2) 郵便印郵趣コレクションに含まれる材料

マテリアル(材料)には、通常の日付印はもちろん、抹消専用印、証示印、書留・船舶郵便・移動郵便局の郵便印、各種の指定を示す印等も含まれます。郵便印郵趣(マルコフィリー)は郵便印が主役ですから、他クラスよりも郵便印の状態が重要となります。

郵便印の全ての基本因子は、できるだけクリアに判読できることが要求されます。つまり完全印影が基本で、できればオン・カバーが好ましいといえます。よほど貴重なデータでない限り、部分印影(例. 単片上の消印であるため印影の全体が収まっていない)は避けた方がよいでしょう。

またコレクション全体としてみた場合において、各リーフに単片が含まれること自体は否定されませんが、単片だけで構成されたリーフを極力減らすよう心がけた方が、高い評価につながります。

なお、郵便印がかすれている場合には、表示をはっきりさせるため加筆することは切手の偽造と同様に扱われ、またそれを含めることも偽物を含めたことと同様に扱われます。

(3) 郵便印郵趣コレクションの審査の評価項目と配点

郵便印郵趣(マルコフィリー)コレクションは、原則として郵便史コレクションと同じ審査項目と配点で審査されます。ただし、一部には郵便印郵趣(マルコフィリー)の特殊性が反映されます。

①主題の選定、構成と展開（配点30点）

マルコフィリーが郵便史の出品物に含まれる重要な要素(郵便料金、郵便経路、郵便切手、郵便印、差出人、名宛人など)のうち一要素しか扱っていないだけに、審査もその分、専門的観点から行われます。

また、主題の選定においては、扱っている地域の郵便史的な重要度が重視されます。対象があまりにも狭い範囲である場合、または他の地域との関連が低い地域を対象とし

ている場合には、たとえ稀少な印影を多数明示していたとしても高い評価を得るのは困難です。

②郵趣知識と研究（配点35点）

マルコフィリーの記述では、記録された最初期・最後期使用例の日付を書き示すことが求められ、一般的には、この記述がない出品物は減点されます。研究の内容としては、最初期・最後期使用記録の更新、抹消専用印(無声印・番号印など)の使用局同定等、独自の調査結果が反映されている出品物は高く評価されます。

③状態と稀少性（配点30点）

郵便印の状態については、完全印影が基本となり、できればカバー上の印影が望ましく、部分印影は避けた方がよいというのは前述の通りです。台切手(ステーションナリー等を含む)については、良い状態であることが望ましいと考えられます。

稀少性については、台切手(ステーションナリー等を含む)の稀少性は、原則として評価とは無関係であり、評価はあくまでも切手上の郵便印・抹消印の分類や研究の程度によります。

現代郵趣の場合は、稀少性に加えて、マテリアルの入手難度も考慮して審査します。

④展示技術（配点5点）

収集と研究の成果が、記述及びその他の表現方法で、適切かつ簡潔明瞭に鑑賞者に示されているか否かを評価するとともに、出品物全体の統一性とバランス、さらには美観も評価の対象とします。

11. ステーションナリーの審査基準

(1) ステーションナリー・コレクションの構成の基本

ステーションナリー・コレクションは、伝統郵趣の審査基準に準拠し、ブルーフや未使用等による製造面の展示、使用面の展示という2つの要素から構成したものです。

(2) ステーションナリー・コレクションに含まれる材料

郵便行政が発行した料額印面(料金が記されていない料額印面(no value indicator)を含む)のある葉書・書簡・封筒・電報フォーム・為替などのいずれか。料金が記されていない料額印面のある葉書の例としては、日本では明治37年発行・事務用はがきなどがあります。慣習的に国際切手返信券もステーションナリーに含まれます。

アイテムが完全な状態で現存していないステーションナリーや、完全な状態の実例が稀少な場合は、料額印面部分の切り抜きを出品物の一部に用いることは可能です。または、版の変種を示す場合や珍しい消印を示す場合も、切り抜きを出品物の一部に用いることは可能です。また、料額印面を切り抜いた使用例も出品物の一部に用いることは可能です。

(3) ステーションナリーの審査の評価項目と配点

①主題の選定、構成と展開（配点30点）

出品物の構成は、選定した主題の特徴をバランスよく示した程度に基づいて評価されます。その要素としては、全体の流れを追いやすくした論理的なリーフ間の流れと、簡潔でわかりやすい書き込みが挙げられます。

その他のポイントとして、出品対象となるアイテムの完取度合い、出品物の主要な焦点がステーションナリーそのものにあって、使用例は副次的であること、ページ上部に示される見出しが出品物の構成理解に役立っていること、アイテムの不必要な重複展示(例. 異なる地名による消印違いの展示)が無いことが挙げられます。

また、重要性は、選択した主題全体における重要性、マテリアルの重要性、選択した主題全体の収集の困難性から評価されます。

②郵趣知識と研究（配点35点）

郵趣知識は、展示されたアイテムと関連する書き込みに基

づいて評価されます。また、知識はアイテムの適切な分析によって、研究は選択した主題に関する新事実の提示によって評価されます。なお、他にも選択した主題に関する正確な鑑識眼が示されていることや、主題に関連する主要文献が用いられていることも評価対象です。なお、十分な知識や研究が存在する分野の出品物では、研究が無い(少ない)ことは直ちに減点を意味しません。

③状態と稀少性 (配点30点)

具体的には、切手と同様に裂けや折れがなく、マテリアルの角や目打(ある場合)が完全であるなど、考え得る限り最良であることが望まれます。なお、実際の状態の評価は、発行国や発行年代が考慮されます。使用例は郵趣目的の使用例より商用便が望ましいものとされます。加貼切手や消印の状態も評価対象です。

稀少性は、選定した主題に関するアイテムの稀少性を評価します。評価対象となるアイテムは、原画(採用原画・不採用原画・準備段階のスケッチなど)、エッセイやプルーフ(採用・不採用)、みほん、未使用、発行目的の郵便料金に沿った使用例、速達・書留などの増料金での使用例であり、出品物と全く同じ別のコレクションを形成する際の難度を考慮して評価されます。また、消印・証示印・料金・ルート・宛先地の稀少性も評価上、考慮されます。

現代郵趣の場合は、稀少性に加えて、マテリアルの入手難度も考慮して審査します。

④展示技術 (配点5点)

アイテムが最も効果的かつ、各ページと出品物全体の観点の両面でバランスが取れた形で示されているかを評価します。各ページに空白が多すぎないこと、逆に書き込みや図表(マテリアルのコピーの場合は原寸の75%以下の縮尺としてください)が多すぎないこと、書き込みが簡潔で分かりやすいこと、各リーフではアイテムが過度に画一的に配置されていないことも重要な観点です。

12. 航空郵趣(エアロフィラテリー)の審査基準

(1) 航空郵趣コレクションの構成の基本

航空郵趣(エアロフィラテリー)コレクションは、伝統郵趣・郵便物の枠にとらわれず、航空郵便に関する全ての要素を対象として体系的に組み立てられた構成であることが求められています。

郵趣の歴史の中で、航空郵趣は現在の郵便史研究や、テーマティック・コレクションなどよりも、はるかに早い時期から行われています。普仏戦争期(1870-1871年)のパリの気球郵便などを前史として、1918年に航空機が郵便輸送に実用化されると同時に、この新しい郵便は注目を集め、航空切手の研究が盛んになったほか、フライト・カバーも盛んに作られるようになりました。

コロンビアの初期航空切手やツェッペリン・カバーなどが、この時期の花形マテリアルとして世界的に人気を集めているのは周知の通りです。その後、現在のような郵便史スタイルが確立し、航空郵趣も郵便史的な手法でまとめられることが主流となっています。

しかし、郵便史研究において実際に運送された郵便物で構成するという原則が確立し、未使用の切手を出品物に用いることができなくなってしまったのに対して、航空郵趣では、従来からの古典的スタイルが維持され、郵便史コレクションの競争切手展では使用できない未使用の切手やプルーフ、エッセイ等も含めることが認められています。

これは航空郵趣(エアロフィラテリー)において、航空郵便に関する全てのマテリアルを対象として構成するという原則を優先させた結果で、未使用の切手やプルーフ、エッセイの類を効果的に使用しているコレクションには、高い評価が与えられています。

もちろん、カバー類のみで構成された純然たる郵便史スタイルのコレクションについても、それが優れた内容のものであれば、当然高い評価が与えられます。

つまり、航空郵趣(エアロフィラテリー)では、主題に応じて未使用切手も含めた伝統郵趣的な色彩の強い構成と展開を示すこと、純粋に使用例のみからなる郵便史コレクションとしての構成・展開を示すこと、いずれも可能です。

(2) 航空郵趣コレクションに含まれる材料

以下、FIP審査基準に沿って、航空郵趣のマテリアル(材料)について、個々に要点を記述します。

①カバー等

<a>空輸された封筒(カバー)、はがき等のステーションナリー、印刷物、帯紙等。これらには通常、その空輸された日付、空輸方法が表示されています。なお、郵趣的意図で作成されたマテリアルは、他のクラスでは一般的に低く評価されますが、航空郵趣(エアロフィラテリー)の場合はFFC(初飛行カバー)などのフィラテリック・カバーが相対的に多く含まれることになるでしょう。

しかし、非郵趣的な実通カバーが入手できる場合には、これを優先して構成すべきことは当然です。そしてこの非郵趣的な実通カバーの入手の難易度を理解した上で、説明文などでアピールすることが重要になります。

空輸されるべく準備されたが、公式の理由で空輸されなかった郵便物を含めることも認められます。その際には、空輸されなかった理由を出品物に明示する必要があります。

<c>空輸された郵便物のヴィネット(vignette)およびラベル(票符—エチケット)もマテリアルに加えることができますが、これらが出品物の主流であってはなりません。

<d>地図やその他の図解、写真、時刻表、公示、郵便物の内容文、ルート・料金等、展示内容の理解に必要なものを含むことができますが、これは出品物の特定部分を他の資料では表現困難な場合に限定されます。なお、単なる記念品類(例えば機内メニューなど)は使用できません。

②切手、ステーションナリー、試刷(エッセイ)等

<a>航空郵便専用印刷・加刷された切手。未使用、使用済いずれでもよいとされますが、特別に稀少なものでない限り、カバーのマテリアルがより望ましいとされています。

航空郵便用切手が、他の用途に使用されたもの。

<c>航空郵便用ステーションナリー(エログラム、航空はがき)。

<d>エッセイ、プルーフ、用紙、透かし、目打、エラー等、製造面の研究。

③非郵便マテリアル

非郵便マテリアルには、これらが航空郵便事業の発展に関連があったという説明が必要です。例えば、フォアランナーとして、または非常時に私的組織により空輸された委託郵便などがこれに該当します。

④投下郵便

空中から投下された郵便物。

⑤事故郵便 (回収された郵便物を含む)

事故郵便には、記述とコンディションについての特別な基準があります。すなわち、記述では事故の状況、回収された郵便物の数、そして使われた郵便印等をできるだけ明示しなければなりません。また、事故郵便のコンディションには、通常の基準は適用されませんが、事故に遭遇したことが明確に理解できるマテリアルが望ましいとされます。

(3) 航空郵趣コレクション構成の一般的原則

他クラスにおいてもイントロダクトリーページ(タイトルページ)は重要ですが、航空郵趣では特に重視されます。出品物の主題を適切かつ簡潔明瞭に示し、それがどのような順序で示されるか、いいかえれば構成(プラン)を鑑賞者に予告しなければなりません。

航空郵趣にはカタログがありませんから、出品者が自分で主題とその構成を考えなければなりません。イントロダクトリーページ(タイトルページ)において、年表・地図の活用は有効な手法でしょう。また、出品者独自の研究の主張、参考文献の記載も奨められる方法です。

(4) 航空郵趣コレクションの審査の評価項目と配点

①主題の選定、構成と展開 (配点30点)

航空郵趣にふさわしい主題が選ばれ、展示の構想が理論的に組み立てられ、適切な範囲と水準にまで展開されているかどうかを評価します。また、研究した題材の航空郵趣的な意義、現在研究可能な目標水準と比較しての完成度を評価します。

②郵趣知識と研究 (配点35点)

航空郵趣では、出品者が主題に関連する航空郵便事業、その歴史的関連事項に関して客観的で深い理解が出品物に表現されているか否かを重視します。

特に、独創的な調査研究については、これを高く評価しますが、出品物の主体はあくまでもマテリアルであり、研究成果の記述がマテリアルを圧倒するものであってはなりません。

③状態と稀少性 (配点30点)

カバーの状態については、原則として美観よりも空輸されたことを実証する史料性を重視します。郵趣的意図で作成された郵便物(メイド・カバー)、事故郵便(回収郵便を含む)の特殊事情については前述の通りです。

また、稀少性については、その題材が空輸された時期や経路・方法等にも配慮して評価します。その他、単片・ブロック等については、伝統郵趣の基準に準拠します。

④展示技術 (配点5点)

収集と研究の成果が、記述及びその他の表現方法で、適切かつ簡潔明瞭に鑑賞者に示されているか否かを評価するとともに、出品物全体の統一性とバランス、さらには美観も採点の対象とします。

13. テーマティックの審査基準

(1) テーマティック・コレクションの構成の基本

テーマティック・コレクションとは、十分に計画されたプランに沿って、適切な郵趣材料を万遍なく集め、論理的に展開したものをいいます。

主題の構成や展開などのいわゆる「テーマティックの要素」が、郵趣マテリアルの稀少性などの「郵趣の要素」よりも高い配点となっているのはこのためです。

いわゆる「図案別コレクション」は全面的に否定されるわけではありませんが、ただ単に特定の図案の切手を整理しただけの作品では、いかに高価なマテリアルを揃えていようと、競争切手展のテーマティック・コレクションとしては、高い評価を得ることは困難です。

(2) テーマティック・コレクションに含まれる材料

まず、テーマティック・コレクションに使用できるマテリアル(材料)の範囲について説明します。FIP審査基準では、①使ってよいマテリアル、②使ってはいけないマテリアル、③なるべく使わない方がよいマテリアルの3つに分類してガイドラインを作成しています。

このため、JAPEXではFIPのガイドラインを踏まえて、以下のようにマテリアルを分類しました。しかしながら、以下の分類はあくまで原則ですから、FIPのガイドラインに従い、例外的な取扱いをする場合もあります。また、出品物に使用できるマテリアルであっても、主題と無関係であるなどの場合には、減点対象となります。

①使用できるマテリアル

次のようなマテリアルの中から、できるだけ多種多様なものを選択し、出品物の最も適切な箇所を用いることが、

テーマティック・コレクションの基本となります。

<a>郵便切手類：切手、切手帳、ステーションナリー、メータースタンプ及びそれになされた加刷や穿孔等。ただし、加刷や穿孔によって台切手の性格が大きく変わった切手類については、その加刷や穿孔自体をテーマに使用することは可能ですが、台切手をテーマに用いると減点になる場合があります。台切手をテーマに用いる場合には、無加刷・無穿孔のオリジナル切手を使用することが推奨されます。

例えば、日露戦争のテーマに乃木・東郷の切手を使用する場合には、シンガポール陥落記念切手(この記念切手は加刷により、もはや「日露戦争」とは無関係になったものとみなされます)よりも、無加刷の通常切手を用いることが望ましいとされます。

一方、沖縄普通切手の百円加刷については、加刷により額面が変更されたものの切手自体の性質が大きく変わったわけではないので、台切手に描かれた「建物」をテーマに使うことも可能ですし、加刷自体をテーマに用いることも可能です。

郵便印：通常の消印、標語印、記念印、その他の特殊印。

<c>郵便に用いられるその他のマテリアル：書留ラベル、遞送ルートを示すラベルやスタンプ、検疫や検閲、事故表示等の補助的なラベルやスタンプ、遞送に関する付箋類、返信切手券、受発信代理業者の印等(これらは関係書類に押印、あるいは貼付されたままの状態での用いるのが望ましい)。

<d>エラーやバラエティ

<e>不発行切手や原画(採用原画・不採用原画・準備段階のスケッチなど)、ブルーフ、エッセイ等

<f>特殊扱いの郵便：無料の公用便、いわゆるV-Mail等を含む軍事郵便、船舶郵便、鉄道郵便、航空郵便、俘虜郵便、強制収容所郵便、小包郵便とその付帯書類等

<g>郵便料金無料を示す切手・証紙・証印：公的機関や軍によって作成されたもの等

<h>郵便料金納付に関する証印や証紙

<i>郵便自動化で使われる各種の証票

<j>公認もしくは許可された民営郵便、官営郵便がない地域での民営郵便

②減点対象となるマテリアル

<a>架空の切手(ボーガス)、差出人などによる私的な印、<c>民間で作成した絵葉書、<d>葉書への私的な印刷やエンボス、<e>行政機関が用いた、郵便とは関係のない印、<f>封筒やカード等の私的な装飾、<g>私的なラベル、<h>プリペイド・カード類

③なるべく使用しない方がよいマテリアル

<a>収集家目当てに自国に何ら関係のない内容を図案として発行された「いかがわしい」切手類：こうした切手類を使用したからといって直ちに減点の対象となるわけではありませんが、なるべく使用しないほうがよいでしょう。

注文消し(CTO)ならびに非実通のカバーやカード：非実通の使用済切手及びカバーは使用すべきではありません。また、FFCは実通ではあるものの、高度な出品物になるほど多用は避けるべきです。なおマキシマム・カードについては、極めて重要な情報を含むものに限り、ごく少量のみ使用する際には減点の対象となりません。

(3) テーマティック・コレクションの審査の評価項目と配点

①テーマティック作品としての構成 (配点35点)

テーマティック作品では、主題が自然、文化、技術に細分化されます。これらの中から、テーマティックにふさわしい主題が選ばれているかを評価しています。

①-A. タイトルとプラン (配点15点)

作品の内容を簡潔かつ適切に表現するタイトルが付けられていることが、第一の前提となります。したがって、

タイトルと出品物の内容とにズレがある場合には、当然、減点の対象となります。

また、ここでいうプランとは、出品物の構成を章・節形式の見出しと該当ページ数を明記して分かりやすく示したもので、コレクション全体の要約と目次を兼ねた役割を果たします。

テーマティック・コレクションでは、プランはあらゆる点で出品物の主題と一致し、正確かつ論理的でバランスが取れていなくてはなりません。作品の概要とプランを示すイントロダクトリーページ(タイトルページ)においては、原則としてフレーム単位で構成される「章」、各章を構成している数リーフの「節」について記述していることが望ましく、こうしたイントロダクトリーページ(タイトルページ)がない出品物に対しては、自動的に3点が減点されます。

なお、次のような方法による構成は、現在の審査基準では、論理的でバランスがとれたものとはみなされません。

- ・マテリアルの種類(例：コイル、小型シート、切手帳、変形切手、連刷、テートベッシュ、田型等)による分類
- ・切手類の発行順による分類
- ・国別の分類

①-B. 展開 (配点15点)

出品物やテキストがプランに沿って、各リーフや、作品全体において論理的に展開されているか否か、その展開は表面的なものではなくバランスよく練り上げられたものであるか、プランに示された全ての面が丹念に組み立てられているか、主題に関する記述は、説明対象のマテリアルと密接な関係があるものか、これらの要素が評価のポイントになります。

①-C. 独創性 (配点5点)

従来見られなかった新たな主題に取り組んだ場合、既存の主題に対して新たな分析を行った場合、既存の複数の主題を統合して新たなものを提示した場合には、その独創性に対して高い評価が与えられます。

② 郵趣知識と研究 (配点30点)

主題に関する面、郵趣に関する面、これら両側面から審査が行われます。

②-A. 主題に関する知識と研究 (配点15点)

出品物にテーマに関するあらゆる知識が盛り込まれているか否かが、評価の主要なポイントになります。また、マテリアルについての正確かつ多面的な知識をテーマの展開に活かしている場合には、高い評価が与えられます。

なお、出品物全体を通じ主題に関して正確でわかりやすく記述されているか否か、主題に関する出品者の新たな知見が織り込まれているか、これらの要素も評価の対象となります。

②-B. 郵趣に関する知識と研究 (配点15点)

ここで示す郵趣に関する知識と研究とは、郵趣一般に関する知識と研究、テーマティック郵趣独自の知識と研究、これら両方を評価します。

郵趣一般に関する知識と研究とは、出品物を通じて推測される出品者個人の郵趣上の知識の程度、研究の深さをいいます。具体的には、切手の分類が正しくできているか、背景となる製造上、歴史上の事柄が理解されているか、文献がどのくらい読まれているか、印刷物によって広く知られている成果がきちんと採り入れられているか、材料を見ただけでは理解しにくいような(あるいは特別な)研究について、記述が適切になされているか、同じ分野の他人のコレクションがどのくらい調査されているか、これらが評価のポイントとなります。

出品物に独創的な研究成果が反映され、それがわかりやすく説明されている場合には、高い評価が与えられます。

一方、テーマティック郵趣独自の知識と研究では、できる

だけ多様なマテリアルをバランスよく、かつ適切な箇所に用いていることによって評価されます。

いかに稀少かつ高価なマテリアルであっても、特定の国や地域の、特定の時代のマテリアルばかりが用いられていたり、プルーフやエッセイの類が濫用されていたりするような出品物は、マテリアルの多様性に乏しいものとみなされ、出品者のテーマ郵趣に関する知識に高い評価が与えられることはありません。

また、マテリアルの妥当性については、この項目での評価の対象となります。例えば、標準的な単片とカバーやバラエティ等との郵趣的な価値に大差がない場合、カバーやブロックなど多大なスペースが必要なマテリアルで入手が容易なものである場合には、標準的な単片を選んで用いることが、望ましいとされます。

なお、出品物の魅力を高めるような特殊なマテリアルを用いる場合には、そのマテリアルの「特殊性」をわかりやすく示すことが重要になります(プルーフやエッセイを用いる場合、その素性を明示することが求められます)。

③ 状態と稀少性 (配点30点)

③-A. 状態 (配点10点)、③-B. 稀少性 (配点20点)

マテリアルに関する状態と稀少性に関しては、他クラスと同様の基準で評価されますが、テーマティックの場合、それらマテリアルのフィラテリー全体における位置付けとしての重要性と、主題の展開における重要性が評価に加味されるとともに、偽造品・変造品を展示した場合の減点はこの項目においてなされます。

④ 展示技術 (配点5点)

各リーフの制作技術はもちろん、それらの総体としての出品物が全体として調和を保っているか否かが、ポイントになります。なお、展示技法に関しては、特に以下のような点に留意して下さい。

<展示技法に関する留意事項>

- ・全く同じマテリアルをいくつも並べる出品物は、「郵趣に関する知識と研究」において減点の対象となります。
- ・ウィンドウ(リーフに穴をあけ、FDCなど大型のマテリアルを、必要部分のみが表面に出る状態にする展示手法)を用いることは減点の対象とはなりません。
- ・ただし、ステーションナリーの展示でウィンドウを用いる際は、消印を見せる場合に限るべきです。印面を隠し、ステーションナリーの印刷文字、カシエ等だけを見せるためのウィンドウは、マテリアルが官製のものであるか否かや、マテリアルの状態の判別を困難にすることから、「郵趣に関する知識と研究」において減点の対象となる場合があります。(例えば、日本の広告葉書の広告部分のみを見せるためにウィンドウを用いる、といったケースがこれに該当します)
- ・官製絵はがきの裏(絵面)を展示する場合は、官製絵はがきであることが分かるよう、印面部分を抜粋したコピーをマテリアル付近に添えて下さい。
- ・ステーションナリーの印面部分のみのカットは「状態と稀少性」において減点の対象となることがあります。
- ・同一リーフ上の未使用切手と使用済切手の混在は、好ましくありません。(ただし、未使用切手と実通カバーの混在はかまいません)
- ・ステーションナリーの製造面バラエティを示す以外の目的で、マテリアルの一部を重ねて展示すること(重ね貼り)は減点対象です。

14. ユースの審査基準

(1) ユースの審査の評価項目と配点

ユースでは、伝統郵趣、郵便史、ステーションナリー、航空郵趣、その他のクラスとテーマティックに分けて審査をします。

14-A. 伝統郵趣、郵便史、ステーションナリー、航空郵趣、その他の作品

①構成 (配点30点)

選んだタイトル(テーマ)に関するピッタリの切手を選んでいるか、タイトル(テーマ)に無関係な切手を入れていないか、タイトル(テーマ)に関して必要な切手がそろっているかどうか、これらの要素をみて審査を行います。

②知識 (配点30点)

タイトル(テーマ)と切手に関する知識をもっているか、切手の分類が適切に(きちんと)行われているか、切手の説明が正確に(きちんと)書いてあるか、独自の自由研究があるかどうか、これらの要素をみて審査を行います。

③材料 (配点20点)

切手の状態は良いか、美しい状態の切手を選んでいるか、めずらしい切手が含まれているかどうか、これらの要素をみて審査を行います。

④展示技術 (配点20点)

切手をていねいに(きれいに)はってあるか、切手の説明についての書き込みはきれいか、切手の説明が分かりやすいかどうか、これらの要素をみて審査を行います。

14-B. テーマティック

①テーマティック作品としての構成 (配点40点)

まず、自然、文化、科学の中から、テーマティックにふさわしい主題を見つけているか。主題が決まると、次にタイトルとプランを決めますが、タイトルは作品の内容を簡潔かつ適切に表現したものを付けてください。したがって、タイトルと作品の内容とにズレがある場合には、減点の対象となります。また、ここでいうプランとは、出品物の概要・構成を章・節形式の小見出しによって分かりやすく示したもので、コレクション全体の要約と目次を兼ねた役割を果たします。そして、プランに沿って作品を展開・構成しているかをみて審査を行います。なお、次のような方法による構成は、さけたほうが良いでしょう。

- ・マテリアルの種類(例：コイル、小型シート、切手帳、変形切手、連刷、テートベッシュ、田型等)による分類
- ・切手類の発行順による分類
- ・国別の分類

②材料と郵趣知識 (配点40点)

切手の状態は良いか、美しい状態の切手を選んでいるか、めずらしい切手が含まれているかどうか、タイトル(テーマ)と切手に関する知識をもっているか、切手の分類が適切に(きちんと)行われているか、切手の説明が正確に(きちんと)書いてあるか、独自の自由研究があるかどうか、これらの要素をみて審査を行います。

③展示技術 (配点20点)

切手をていねいに(きれいに)はってあるか、切手の説明についての書き込みはきれいか、切手の説明が分かりやすいかどうか、これらの要素をみて審査を行います。

(2) 作品に関する注意事項

作品を作る上で、次のことに注意してください。

材料は、日本の切手だけでなく、世界各国すべての切手を使うことができます。また切手だけでなく、郵便として運ばれたはがきや封筒、郵便に使われたラベルやスタンプ(消印)、切手帳、初日カバー、マキシマム・カード、郵便料金を示す切手や証紙なども使うことができます。

使ってはいけない材料、減点となる材料は、にせものの切手、郵便とは関係のないラベルやスタンプ、切手が描かれている印刷物、切手の写真、新聞の切り抜きなどです。

全く同じ切手をいくつも並べること、切手を重ねてはること、切手についての説明がなく切手だけをはること、これらは減点の対象となります。

15. 文献の審査基準

文献クラスへの出品については、一般規則第14条において出品区分、一般規則第27条において出品規格を規定していますので、そちらを参照して下さい。

(1) 文献の審査の評価項目と配点

①内容や図のわかりやすさ (配点40点)

著者の取り組んだ主題の難易度の高さをはじめ、出品物の文章の平易さ、明確さ、伝達技術といった出品物の内容・展開の全般について、郵趣的な観点を中心に評価します。

すなわち、筆者の見解や主張について、読者が明確に理解できるように、表現されているか否かが、評価の対象となります。

②主題の重要性、独創性、趣旨、深さ (配点40点)

出品物に示されている主題の全般的な重要性のほか、独自の研究、発見及び分析について、どの程度含んでいるか、または主題の総合的な理解に対する達成度などを評価します。

すなわち、出品物の主題が、フィラテリー全体の中で高い重要性を有する場合には、高い評価が与えられる可能性が高いほか、これまで高度な文献が存在しなかった、分野・テーマを対象とした出品物については、独創性の観点から、相応の評価が与えられます。

なお、評価に際しては、同主題の他の文献との優劣が考慮されるほか、その主題に類似した問題が、他の文献ではどのように取り扱われているかも、評価の参考とされます。

例えば、出品物がある国の特定シリーズの切手を対象としている場合には、他の諸国における、同様の主題を取り扱った文献との、優劣も評価の対象となります。

③内容の体裁 (配点15点)

内容の体裁については、文献として一般的に備えるべき諸要件(扉、目次、序言、あとがき、索引、参考文献、挿入図、奥付等)を評価します。また、出品物の刊記(一般には奥付に記載される)として、少なくとも、刊行年月日、著者および発行者の住所と氏名、定価、発行部数を明示することが求められます。

④本の体裁 (配点5点)

本の体裁については、装丁、印刷の体裁やその効果、挿入図や注記等の妥当性(理解を容易にするための配慮が充分であるか)、使いやすさ等を評価します。

特に電子媒体による文献については、例えば印刷物による刊行が困難であるなど、紙以外の媒体を選択することが、読者(利用者)にとって明らかに有効であるとみなされる場合には、相応に高い評価が与えられます。

このほか、全ての文献について、その出版の有用性、普及度も、評価の対象とします。さらに定期刊行物については、刊行頻度に従って、刊行されているか否かが評価されます。

なお、電子媒体による文献については、発行部数など、その普及度を示す資料を添付する必要があります。

16. ワンフレームの審査基準

(1) ワンフレーム・クラスと他クラスの相違

ワンフレーム・コレクションとは、①伝統郵趣、②郵便史、③ステーションナリー、④航空郵趣、⑤テーマティック、以上の5つの出品クラスの主題を1フレーム・16リーフ(ページ)にまとめたものを言います。

競争出品である以上、ワンフレーム・クラスであっても、上記の5つの出品クラスと同一の審査基準による審査が行われ、入選から大金賞までの各賞が授与されます。また、ワ

ンフレーム・クラスで特に優れた出品物にはベスト・ワンフレーム賞を授与します。

ただし、ワンフレーム・クラスは、あくまで16リーフ(ページ)で完結することが前提ですので、その規模にふさわしい主題を選定することが、審査の上では特に重要となります。主題の選定が重要なのは、他クラスも同じですが、他クラスの場合は、追いかける主題が先にあって、そこから適切なフレーム数を考えることとなります。これに対してワンフレームの場合には、最初に枠が決まっている点で大きく異なります。

(2) ワンフレームの審査の評価項目と配点

① 主題の選定、構成と展開 (配点30点、ただしテーマティクは35点)

ワンフレームにふさわしい主題の選定は、非常に重要になります。過去のワンフレーム出品物における主題選定の例をみますと、成功例は概ね次の4つに分類されます。

- (a) 1種類の切手、あるいは1つの題材に徹底的にこだわった出品物(伝統郵趣)
- (b) 特定のショートセットやミニシリーズにこだわって展開した出品物(伝統郵趣)
- (c) オリジナルな研究成果を作品として発表した出品物(郵便史、航空郵趣等)
- (d) こだわりを持って選定したミニテーマを扱った出品物(郵便史、航空郵趣、テーマティク等)

それでは、上述した4つの分類について詳しく説明します。いずれも、ワンフレーム・コレクションとしての「完結性」の高さがポイントですが、このいずれかに必ず当てはまらなければ高い評価を受けられないというわけではありません。

まず、(a)については、単一の切手、一つの分野の切手等を16リーフ(ページ)にわたって徹底的に追求した伝統郵趣コレクションです。

(b)については、1種だけの切手ではないが大きなシリーズでもない、数種類程度のショートセットやミニシリーズを扱った伝統郵趣コレクションです。16リーフ(ページ)に展開するのにちょうどよいミニシリーズは内外を問わず豊富にあります。結果的にボリュームは僅か16リーフ(ページ)ではありますが、他クラスに応募できるものを間引きして出すのではなく「細部にもこだわって、ついに16リーフになった」というような出品物が高い評価を受けやすいといえます。

(c)については、自分の研究テーマをもっている人のオリジナルな成果の研究発表としての郵便史、航空郵趣、あるいは郵便印郵趣等の出品物をいいます。これは16リーフ(ページ)とはいえかなり濃密なもので、(a)(b)(d)とは少し趣が異なります。

そして(d)については、小さな主題を扱った郵便史、航空郵趣あるいはテーマティクのコレクションです。他クラスの場合には、取扱うテーマが広いため、集めるべき材料が多すぎて、1フレームではとても足りませんが、1フレームでちょうどよい規模の小さなテーマに絞り込み、こだわりをもって1フレームに収めたものが(d)になります。

いかにワンフレームでの「完結性」の高いテーマを選ぶかが重要となります。

② 郵趣知識と研究 (配点35点)

伝統郵趣、郵便史、ステーションナリー、航空郵趣、テーマティクの各クラスの審査基準(郵趣知識と研究)に準じます。

③ 状態と稀少性 (配点30点、ただしテーマティクは25点)

他クラスの出品物よりも規模が小さいだけに、ワンフレームでは1つ1つのマテリアルの全体に占める比重は高まります。

したがって、ポイントとなるマテリアルの状態(必ずしも高価な材料ばかりではない)は、他クラスの出品物以上に注意を払うことが必要です。また稀少性についても、とくに作

品全体の評価を左右するような重要なマテリアルについては、真偽について疑問を差し挟まれないよう、あらかじめ鑑定書を付けるなど、きめ細かな配慮が求められます。

④ 展示技術 (配点5点)

他クラスの出品物の場合には、展示技術(プレゼンテーション)の評価は、複数のフレームを総合的にみた上で決定されますので、仮に一部に印象の良くない、あるいは訴求力の劣るフレームがあっても、別のフレームでこれを補うことが可能です。

これに対し、ワンフレーム・コレクションの場合には、そのフレーム単体の印象ですべてが決まってしまう。したがって、16枚のリーフを1つのフレームに収納した状態での訴求力をいかに高めるかが重要なポイントとなることを十分に踏まえてください。

17. オープンの審査基準

(1) オープン・フィラテリーのルール

オープン・クラスとは、オープン・フィラテリーを出品するクラスです。

オープン・フィラテリーでは、幅広い材料を使用して出品物を構成することができます。すなわち、出品物のテーマをより深く表現するために非郵趣材料を使用することができます。

出品者は文化・社会・産業・商業、その他さまざまな材料を駆使して、幅広い研究成果を発表したり、より広く、深い知識を披歴したりすることができます。

郵趣品は出品物面積の最低50%を占めるものとします。このことは非郵趣品が全体の50%の面積を占めなければいけないということではありません。同時に50%を超過することが望ましくないことを意味します。非郵趣品の使用状況は構成とマテリアルの評点に影響します。

(2) オープン・フィラテリーの原則

1. すべての郵趣品が使用可能です。
2. 非郵趣品は危険物と法的に禁止された物を除き、すべて使用可能です。
3. 選択した主題を、思索的、創造的な方法で展開する必要があります。
4. 郵趣品の説明は、伝統郵趣、郵便史、テーマティクなど他クラスでも使われる適切な郵趣用語を用いる必要があります。
5. 非郵趣品については、マテリアルについての説明が記載され、かつ、出品物のストーリー展開に関係し、また、促進する材料である必要があります。マテリアルの多様性も評価対象です。
6. 出品物は時系列か地理的か、その他の適切だと思われる方法で、リーフを順序立てて構成する必要があります。

(3) オープンコレクションの審査の評価項目と配点

オープン・フィラテリーを理解するのに重要なことは、主題に関する背景を理解するための必要な説明が記載されていることです。しかも、すべての説明は簡潔で明確である必要があります。非郵趣品は、主題の理解に役立ち、出品物の美観を良くすることが求められます。

① 主題の選定と構成 (配点30点)

①-A タイトルとプラン (配点10点)

すべてのオープン・フィラテリーの出品物には、次の要素を含むイントロダクトリーページ(タイトルページ)を必要とします。

- ・ 展示の目的
- ・ 出品物で展開される主題についての関連する総合的な情報
- ・ 出品物の展開を説明するプラン。プランは明確な記述が必要ではありますが、審査員や鑑賞者のために出品物の

内容を論理的に章立てした構成が必要となります。

- ・個人的研究の提示
- ・参考図書

よく練られたイントロダクトリーページ(タイトルページ)は、あらゆる参観者の研究・理解に役立ちます。

①-B構成 (配点20点)

筋道だった展開で組み立てられているかどうか、また、出品物の各章の分量のバランスを審査します。

②知識と研究 (配点35点)

研究は、客観的に理解でき、主題に対する深い知識を総合的に示す必要があります。これらの知識は、マテリアルの選択や簡潔かつ明確な記述によって示されます。

②-A郵趣的な知識 (配点20点)

②-B非郵趣的な知識 (配点15点)

③状態と希少性 (配点 30 点)

コピーはマテリアルの75%以下の大きさである必要があります。郵趣品は、すべて現物(コピーではない)でなければなりません。非郵趣品は、写真を含め、できるかぎり現物(コピーではない)である必要があります。出品物は、非郵趣品のあらゆる側面を駆使して、ストーリー展開を示す必要があります。また、ポストカードや類似するものだけを使用するのではなく、多様な非郵趣品を使用する必要があります。

③-A状態 (配点10点)

③-B希少性 (配点20点)

④プレゼンテーション (配点5点)

満点は5ポイントですが、重要な項目です。出品物は全体の印象だけでなく、各フレームの各ページにおいて視覚的にアピールする必要があります。そして、均整の取れた構成が

必要となります。

大きなサイズの非郵趣品を展示する必然性がある場合に大型サイズのリーフを使うことは、プレゼンテーションの評点をより良くする上での優位性があります。

非郵趣品は、標準的なフレームに収まるよう、5mm以内の厚さである必要があります。

18. その他の審査基準

上記のいずれのクラスにも該当しない出品物の審査基準は、原則として伝統郵趣に準じます。またFIPが定めた特定のクラスに当該出品物が該当する場合は、FIPの当該クラスの審査基準を参照することがあります。

以上

(附則)

1998年11月24日改正

1999年4月24日改正

2000年5月24日改正

2001年4月29日改正

2002年4月28日改正

2006年5月27日改正

2012年4月11日改正

2014年4月25日改正

2019年7月27日改正

2020年6月26日改正

2022年5月21日改正

2024年1月20日改正

VI. JAPEXに関するQ&A

公益財団法人日本郵趣協会

1 出品申込と出品物の取り扱い

Q1 :
初めてJAPEXに応募しようと考えていますが、どのようなことに注意すればよいですか？

A1 :
最初に、JAPEX一般規則と展覧会毎に定めるJAPEX特別規則をよくお読みください。ここには、出品物に関する重要な事項が網羅されています。リーフに保護ラップをつけることも忘れないでください(一般規則第22条)。出品物の出品申込から返却までの流れは、特別規則の最後にまとめていますので参考にしてください。

Q2 :
出品物の保険はどうなっていますか？

A2 :
搬入された出品物は、会期前及び返却までの期間、当協会事務局の耐火金庫で保管しますが、会期中は保険をかけていません。
従いまして、出品物の保険は出品者個人で保険会社とのご契約をお願いいたします。

Q3 :
出品物が展示されないこともありますか？
また、その場合の出品料はどうなりますか？

A3 :
1次審査において、49点以下の場合にはJAPEX会場に出品物は展示されません。その場合でも、審査及び事務手続きを行っていますので、出品料は返却されません。

Q4 :
日本郵趣協会の会員ではありませんが、JAPEXに応募できますか？

A4 :
当協会の会員でなくても、居住地及び国籍等を含め一切制限なく応募できます。また、オープン・クラスには、グループによる応募も可能です。
また、当協会の維持会員、正会員は、出品料の割引特典を受けることができます。

Q5 :
出品物は、リーフでなくてはいけないのですか。

A5 :
出品物は、リーフを使用してください。規定のサイズであれば、既製品でも自家製品でもかまいません。
ただし、出品物の安全確保のため、ある程度の厚みのある(5mm以内、ただし下辺10mmは1mm以内)リーフを用いてください。また、リーフは展示できる状態で応募してください。差し込み等の作業が必要なリーフは受付できません。

Q6 :
イントロダクトリーページ(タイトルページ)とはどのようなものですか？ ないと減点されるのですか？

A6 :
イントロダクトリーページ(タイトルページ)とは、出品物のプラン、内容の概要、まとめ方の考え方や注目してほしいマテリアルをまとめて記載するもので非常に重要なページです。審査員は先ずイントロダクトリーページ(タイトルページ)を見ますし、参観者にとっても、出品物の内容を把握するためのページとなります。
イントロダクトリーページ(タイトルページ)の提出はJAPEX一般規則で義務付けられていますので、提出がない場合には、3点の減点となります。
イントロダクトリーページ(タイトルページ)は必ず作成し、出品申込時に画像またはコピーを必ず添付して提出ください。事前指導制度(出品コンサルティング)を利用して、審査員にアドバイスをもらうこともできます。→ Q14 参照

Q7 :
シノプシスとはどのようなものでしょうか。

A7 :
シノプシスとは、審査の参考情報として出品申込書と一緒に任意で提出できるもので、イントロダクトリーページ(タイトルページ)やリーフに書くことのできない審査員へのアピールポイントをA4判1ページにまとめてください。例えば、前回の切手展応募時からの改善点や作品構成の変更点、新たな研究成果などです。
また、ぜひ着目してほしいマテリアルがある場合には、その理由の概略を記載し、画像またはコピーを添付して提出することもできます。シノプシスは、審査の参考にするもので公式ガイドブック等で公表はいたしません。
また、出品物に対する思いなどを書いていただいても結構です。形式は自由ですが、写真や図版を取り入れると分かりやすくなります。

Q8 :
出品物は自分で展示や撤去ができますか？

A8 :
出品物の展示と撤去は、JAPEX実行委員会が行いますので、出品者が行うことはできません。ただし、非競争出品部門の出品物はその限りではありません。

Q9 :
出品物の写真撮影があると聞きましたが、断ることはできますか？

A9 :
特に優れ、多くの人の作品作りの参考にしていただきたい出品物や、特に注目し記録として残しておきたいマテリアルは、月刊誌『郵趣』及びJAPEX出版物等への掲載に使用することがあります。日本の郵便切手文化の発展と水準高度化のために、ご理解ください。
なお、これらの出版物に関する著作権等は日本郵趣協会

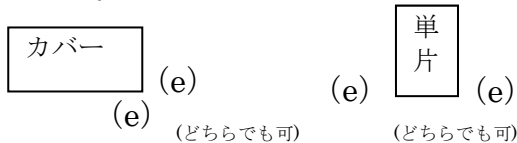
にあることもご理解ください。

Q10 :
出品物の返却はどうなりますか？

A10 :
出品物の返却は、JAPEX終了後、出品者が出品申込書に記載された方法で行います。
賞状や審査員による審査評、記念品等の準備及び写真撮影等の所要の手続きを経て速やかに(約1~2週間後)返却いたしますが、会場受取を希望する場合には、賞状や審査評、記念品は後日のお届けとなります。
ただし、文献クラスの出品物は、返却せず切手の博物館に寄贈され、郵便切手文化の普及に役立たせていただきます。

Q11 :
鑑定書のあるマテリアルを使用しようと思いが、どのようなことに注意すればよいですか？

A11 :
鑑定書は現物か原寸大のカラーコピー(裏面を含む全ページ)を、リーフの裏側と保護ラップの間に入れておいてください。鑑定書のコピーの枚数が多いときは、透明な袋に収めてリーフの裏面に貼り付けると良いと思います。
次に、リーフ表面への表示方法として、下図のように(e)とマテリアルの直近に8~10ポイント程度のサイズで、記入してください。



カバーの場合は(e)と記載するスペースは十分取れるので、マテリアルの真下または右下横が良いでしょう。単片が並んでいる場合、それも各単片の下に書き込みのある場合はマテリアルの左右でも結構です。要はどの単片に鑑定書が付いているのかが、明確に、かつ美観を損なわないで表示されていれば良いのです。

Q12 :
カバーの裏面やカバーの消印を抜き出して示したいのですが、カラーコピーでないと駄目ですか？

A12 :
リーフにカバーの裏面や消印の図を示す場合、カラーコピーでも白黒コピーでもスキャナーで取り込んだ図でもかまいません。ただし、最近のコピーやスキャナーの性能が良くなっているので、これらの図を入れる場合、オリジナルのマテリアルとの相違が審査員や参観者にとって分かりやすく示すことが大切です。これができていない場合には、展示技術(プレゼンテーション)の評価が低くなってしまいます。そのため、JAPEX審査員会では、縮小コピーすることを奨めます。
また、図の横には倍率を付記してください。縮小の倍率については、厳密に何%という決まりはありませんが、リーフの美観を十分に考慮して、大き過ぎず、かつ小さ過ぎない倍率を決めていただければ結構ですが、一般的なカバー、葉書の場合、70%程度を推奨します。
カラー、白黒のどちらの場合でも、リーフの美観を損ねず、なおかつコピーとオリジナルの区別を明瞭にすることが、コピーを用いる際の大原則になります。

Q13 :
出品物のカバーの宛名は、隠さなくてもよいですか？個人情報とのからみはどうなりますか？

A13 :
結論からいえば、出品物のカバー類の宛名を隠す必要はありません。というよりも、宛名を隠すことは審査では減点要因になる場合もありますのでご注意ください。
個人情報保護と宛名の関係は、出品者の間でも誤解が多いのですが、正当に譲渡され研究対象として市場から入手されたカバーは、基本的に宛名を隠さずとも特に法律的問題はありません(*)。
ただし、葉書などの文面や監獄郵便などは、ごく例外的に個人情報保護の観点から問題になるケースがないとも言いきれませんので、トラブルが予想される場合はご注意ください。
どうしても展示すると問題があると出品者が判断した場合は、そのカバー自体の展示を自主的に止めていただかなければなりません。いずれの場合も、特定のカバーを明示するかどうかの判断は常に出品者に任せられています。

(*) 個人情報保護法の規制対象は、企業・団体が集めた住所・氏名等の個人情報を当事者に無断で外部に流出させることであり、通常の私信は規制の対象外です。信書は投函された時点で名宛人の所有物となり、名宛人が了解している限りにおいて、その取扱いは名宛人の自由です。名宛人がその信書を他人に譲渡した場合は、信書の所有権は別の人物に移転し、その取扱いは新しい所有者の自由です。従って、切手商やオークション等で購入または知人から譲り受けたカバーは、正当な手続きを経て現所有者にあるため、それを公開することは法律上、全く問題はありません。仮に、元の所有者が不正な手段で持ち出したカバーであっても、それを“善意の第三者”として入手した現所有者が責任を問われることは法律上あり得ません。ただし、個人情報保護法の施行(2004年4月)以降、企業・団体宛に個人が差し出した郵便物を不正に持ち出し、出品物として公開する場合には、同法に抵触する可能性がありますのでご注意ください。

Q14 :
事前に出品物についてアドバイスがもらえると聞きましたが、どうすればよいですか？

A14 :
当協会では、出品者(特に新規出品者)の作品作りのアドバイスを出品事前指導制度(出品コンサルティング)を無料で行っています。予約していただいたうえで、全国郵趣大会(例年9月)、または当協会に出品物を持参していただくと、クラス担当の公認審査員により作品作りについての指導が受けられる制度です。また、出品物のコピーを当協会に送っていただき、公認審査員に添削を依頼する方法もあります。
詳しくは、当協会事務局にお問い合わせください。

Q15 :
審査員に出品物についての批評を直接聞けるそうですが、どうすればよいですか？

A15 :
クリティーク(審査員と出品者との対話)は、出品者が当該出品物に関して直接、担当審査員から個別に(出品者の

承諾を得て第三者が傍聴することも可)評価を受け、改善点などについて助言を受ける機会です。

希望者には、クリティーク(審査員と出品者との対話)の機会をJAPEX最終日の午前中に設けています。希望する場合には、あらかじめ出品申込書にその旨を記載してください。また、複数の出品物を応募している場合には、クリティーク(審査員と出品者の対話)を希望する出品クラスを記載してください。

2 伝統郵趣クラス

Q16 :
伝統郵趣とはどのような研究分野なのでしょうか？

A16 :

伝統郵趣とは、切手または葉書などのステーションナリーそのものを研究する分野を指します。伝統郵趣には、切手やステーションナリーの発行目的、製造面、使用例、郵便制度など、郵趣研究のあらゆる要素が含まれます。伝統郵趣の分野は、これらの要素がバランスよく構成されることが求められます。

かつては、研究発表＝伝統郵趣でしたが、近年は使用例を中心に研究したり、郵便制度を表現する郵便物を研究したり、郵便印を研究したりと、様々な研究スタイルに分化しました。このため、古くからの研究方法を伝統郵趣と呼び、郵便制度の変遷を郵便物で表現する郵便史や、切手の図案などを使い、特定のテーマを表現するテーマティックなどと区別しています。したがって、伝統郵趣という言葉は、切手やステーションナリーを製造面や使用例などの観点からバランスよく研究していれば、古い切手の研究だけではなく、現行切手研究にも用いられます。

Q.17 :
伝統郵趣のコレクションでは、古い切手ほど高い評価を受けている印象を受けます。新しい切手では、高い賞は望めないのでしょうか？

A.17 :

必ずしも、古い切手が高い評価を得て、新しい切手の評価が低いということはありません。伝統郵趣の評価は、①主題の選定、構成/展開(30点)、②郵趣知識と研究(35点)、③状態と希少性(30点)、④展示技術(5点)の4項目100点満点で行われます。

一般的には、①の中の主題の選定(15点相当)、③の中の希少性(15点相当)において、古い切手の方が新しい切手よりも高くなる傾向があります。しかし、きちんとしたテーマ設定をしていれば、その差は限定的です。

Q18 :
JAPEXへの応募を考えていますが、自分の出品物がどの出品クラスとして応募すれば良いかの判断ができません。どうすれば良いのでしょうか？

A18 :

どのクラスに応募するか決めることは、JAPEXに限らず、どの展覧会でも最も重要なことの1つです。

JAPEX審査基準を参照していただき、さらに必要があれば、出品事前指導制度(出品コンサルティング)などを利用して理解を深めてください。なお、どの出品クラスにも属さない出品物は、伝統郵趣として審査します。

なぜならば、伝統郵趣は、郵趣研究全般を網羅するカテゴリだからです。出品クラスが分からない場合は、伝統郵趣に応募ください。ただし、審査の段階で他の出品クラスとして審査する方がより高い評価を受けると審査員が判断した場合には、出品クラスを変更して審査することがあります。

Q19 :
伝統郵趣の出品物を作る場合、例えば「戦後の日本普通切手」のような広い範囲を網羅的に構成する出品物と、「大正毛紙」のような狭い範囲を深く掘り下げる出品物では、どちらが良いのでしょうか？

A19 :

出品物は、限られたスペースの中で過不足なくコレクションを構成する必要があります。狭すぎる研究範囲の切手を多くのフレームで構成すると冗長となり、逆に、広すぎる研究範囲の切手を構成すると希薄な内容となります。

すなわち、適度な範囲を選ぶ必要があります。日本の普通切手で広い範囲であれば、日専の大分類である「手彫切手」「小判切手」「菊切手」「田沢切手」といった範囲、狭い範囲であれば、その下の分類である「旧小判切手」「旧大正毛紙切手」程度が、数フレームの出品物を構成する場合の範囲の目安と思えば良いでしょう。

一般論として、広い範囲を扱った出品物は、狭い範囲の出品物に比べてインパクトで高い評価を得やすいですが、トリートメント(ストーリー展開)が難しくなります。

Q20 :
いわゆる満月印(単片切手に消印が真ん中に押されたもの)を中心に集めています。しかし、満月印の押された切手を並べても伝統郵趣の出品物としてはふさわしくないと聞きました。本当でしょうか？

A20 :

伝統郵趣のコレクションは、切手発行の経緯、印刷や目打などの製造面、使用例がバランスよく構成されていることが求められます。

満月印の押された単片切手は、使用例の限られた要素となりますので、出品物にこれらが含まれていることは問題ありません。しかし、満月印であることが出品物の主張を深める場合でなければ、多くのリーフを使って表現すべきではありません。

Q21 :
タイの切手を研究していて応募を考えているのですが、公認審査員会にはタイ切手の専門家がおられないようです。たとえ応募したとしても、果たして自分の出品物が正当に評価されるか否か、大いに不安があります。

A21 :

確かに現在の公認審査員には、タイ切手を専門的に研究しているメンバーはいません。しかし、そのことをもって、タイ切手コレクションの審査ができないと考えないでください。伝統郵趣や郵便史の場合、いかなる時代のいかなる国や地域を対象としたものであっても、全体の構成やバランス、プレゼンテーション等について、共通の土壌で判断できる部分が少なくありません。

審査委員会では、なじみの薄い主題のコレクションの応募が明らかになると、直ちに各種の文献を調査するなど、できる限りコレクションのポイントを把握することに努めています。

また、公認審査員は少なくとも2~3年に一度は海外の国際切手展を視察し、主要な国や地域のコレクションについて常に最新の研究情報を入手するように心がけており、そうして蓄積された知識を活用しています。さらに、詳しい専門家の知見を求めるほか、専門家を招聘しての郵趣セミナーも開催しています。

主題の重要性や作品としてのオリジナリティが適切に表現されていれば、審査委員会はそうした部分を適正に判断して最大限の努力を払います。

そのため、JAPEX委員会では出品申込において出品物全体の構成がわかるイントロダクトページ(タイトルページ)の画像またはコピーを添付するようにお願いをしています。JAPEX委員会は、常に新たな専門分野に挑戦する研究発表を歓迎いたします。

3 ステーションナリークラス

Q22 :

通信省絵はがきは、ステーションナリーですか？また郵便貯金台紙はどうでしょうか？

A22 :

(料額印面のない)通信省絵はがきは、ステーションナリーではなく、絵はがきと分類されます。現在、JAPEXには絵はがきクラスはありませんが(絵はがきを出品した場合は「その他クラス」で審査されます)、FIPが主催する国際切手展では、絵はがきクラスがあり評価基準も存在するため、その定義に則ります。

郵便貯金台紙については、2022年現在、FIPの評価基準内でステーションナリーとして例示されていませんが、FIPのステーションナリーに関する評価基準では、適切な郵趣品として料額印面が存在するか、料額印面がある郵趣品のフオアランナーであることが要件として挙げられています。

いずれかの性格をもった郵便貯金台紙を展示することが妥当と考えられますが、ステーションナリーの出品物として製造面をしっかりと示すことにご留意ください。詳しくは「11. ステーションナリーの審査基準」をご参照ください。

4 郵便史クラス

Q23 :

「郵便史」がコレクションになるというのはどういうことなのでしょう。古文書や写真史料を研究することなのでしょうか？

A23 :

郵便史コレクションの詳細については、JAPEX審査基準をお読みいただくとして、簡単にご説明します。

郵便史コレクションとは、実際に郵便で運ばれた郵便物を用いて、①郵便料金、②郵便経路、③郵便印などの郵便事業に関わるさまざまな要素を読み解き、ある特定の時期の郵便事業、地域の歴史を、体系的に説明・展開したコレクションのことです。こういった要素を説明できるマテリアルは、実通(実際に郵便で運ばれた)カバーということになりますので、郵便に関する材料で構成することが求めら

れます。他の出品クラスと同様、研究分野の1つと理解してください。

歴史的に重要な古文書や写真史料などを全体の半分まで用いることができるのはオープン・クラスとなりますので、そちらをご覧ください。

Q24 :

郵便史コレクションでは、未使用の切手を使用すると減点されると聞きました。なぜですか？

A24 :

未使用切手は、その切手が印刷されたという事実を示すことはできますが、郵便に使用されたという事実を示すことはできません。従って、いかに高価な切手であっても郵便史コレクションに未使用切手を使用することは、一般的に適当であるとは言えません。

ただし、例えば「琉球郵便史」といった出品物の場合、久米島切手のような、カバーの現存例がないまたは入手することが事実上不可能で、かつ切手自体に郵便史的意義がある場合には、未使用切手の使用も可能と考えます。

Q25 :

郵便史コレクションの研究方法について、もう少し具体的に説明してください。

A25 :

郵便史コレクションにおいては、テーマの選定、設定が非常に重要な意味を持ちます。

最近の切手展で見られる郵便史コレクションとして、大きく三つの体系があるように思います。一番目は、「軍事郵便史」「速達郵便史」のように特定の郵便制度について、制度の変遷や料金の変遷を展開したコレクションで、二番目は、「郵便規則時代の郵便」「第二次世界大戦中の郵便」といった特定の期間の郵便制度や消印などを展開したコレクションです。そして三番目は「東京市内郵便史」「大阪局郵便史」といったように、特定の地域、郵便局の歴史を展開したコレクションです。それぞれについて、基本的な展開方法と少しでも高い評価が得られるための注意点をまとめます。

1番目のコレクションですが、例えば速達郵便史の場合、まず料金の変遷が軸になりますので、料金の変遷とそれに応じたマテリアルが揃っている必要があります。しかし、それだけでは充分とは言えません。料金の変遷だけでは速達制度の取扱い方法の変遷や、速達郵便開始から全国展開されるまでの取扱地域の拡大が表現できませんし、速達郵便と関連した別配達や別仕立といった制度も入れないと、速達郵便自体の説明としては不十分となるでしょう。反対に、そういったマテリアルを入れることにより出品物全体のインパクトや希少性が高くなり、評価を高くすることができます。

2番目の例で説明しますと、まずは基本として、テーマとなっている特定の期間の様々な郵便制度と料金に関するマテリアルを揃える必要があります。また、消印に変化があればそれも説明することが必要となる場合もあります。さらに、特に戦前であれば占領地も含めた地域、経路の説明をしなければならい場合もあります。

すなわち、特定の期間の郵便史コレクションの3要素(①郵便料金、②郵便経路、③郵便印)をいかに説明できているかが重要なポイントになります。限られたリーフ数の中で、いかにバランス良く全体を構成するか、構想力が求められるコレクションと言え、そういったことができていくコレクションは当然高い評価となります。

3番目の例で説明します。よく見られる例で、消印の変遷だけのコレクションでありながら、「〇〇局の郵便史」といったタイトルを付けているコレクションがあります。郵便史のコレクションでは、郵便史の3要素がいかにかに説明されているがポイントです。

地域・郵便局郵便史の場合、3つの要素のうち郵便経路、郵便印の要素がより高くなり、これらがどのように説明されているかが高得点獲得のためのポイントになります。地域内の郵便通送がどのように変化したのか、郵便局が国内の郵便通送にどのような役割を果たしたのか。外国郵便交換局であれば、日本と世界の関係の中で、郵便通送においてどのような役割を果たしたのか。さらに、その流れの中で消印はどのように変化したのか。といった要素がきちんと説明されている必要があります、そのようなコレクションは高い評価となります。

地域の消印のコレクション、消印の変遷だけのコレクションはマルコフィリーとなり、郵便史では審査しません。

いずれにしても、郵便史コレクションは、テーマを決め、主に実通カバーを用いて、郵便史の3要素(①郵便料金、②郵便経路、③郵便印)を考慮しながら、いかにかにテーマに沿った展開をしていくかということがポイントとなります。そのため、カタログや参考文献だけでなく、告示、通達など関連する官報を調べるなど深い知識研究が求められるほか、テーマに沿ったコレクションをいかにかに構成していくか、マテリアルを選ぶかといった、構想力、創造力も求められます。

テーマを狭い範囲に絞ればコレクションは構成しやすくなりますが、インポートランスが下がり、希少性においてないものが目立つといったデメリットがでてきます。反対に、テーマを広くすれば構成は難しくなりますが、郵便史の3要素をうまく活用していけば、インポートランス、希少性を上げていくことができます。

最初に、テーマの選定が重要だと説明したのは、こういうことを意味します。良くご検討のうえ、コレクションを作ってください。

Q26 :

カバーを中心に日本の歴史を展開した出品物を応募したいのですが、テーマティック・クラスと郵便史クラスのどちらに応募するのが適切ですか？

A26 :

インフラとしての郵便事業という観点から、日本の発展に伴い郵便事業がどのように変化したか、或いは郵便事業が日本の発展にどのように寄与したかといったテーマのコレクションが出てきています。そのような出品物は、ストーリーを作って「プラン」を明示、それに従い理論的に展開するという点ではテーマティックのスタイルですが、内容は郵便史に近く、どちらのクラスで応募するのがいいのかわかりません。

JAPEXでは、このようなコレクションが応募された場合、出品クラス変更を行い、その他クラスとして取り扱いますが、採点は、出品者の不利益にならないように両方のクラスで行い、点数の高い方で賞を決定しています。しかし、例えば宛先や差出人などの要素は、余程の歴史的意義がない限り、郵便史でもテーマティックでも評価の要素にはなりません。そういったことをご理解いただき、出品クラスの変更も行われることもご認識のうえ、出品クラスを決定してください。

5 テーマティック・クラス

Q27 :

例えば、「野生動物の保護」というタイトルのテーマティック・クラスの出品物において、昨年の上野動物園差し出しのカバーを用いることが容認されますか？

A27 :

まず、大前提としてテーマティック・コレクションは、正統な郵趣品を用いてテーマ展開する必要があります。正統な郵趣品の基準は、JAPEX審査基準の規定に準じます。ただし印紙は、ストーリー展開上、印紙以外の郵趣品がなく、かつ重要なストーリー展開に用いる場合の例外を除き、郵便使用の印紙のみ(カバー)使用することが可能です。

「カバーに記載された差出人や受取人」をテーマ展開に用いることは、FIP審査基準では正統な郵趣品として規定されていません。したがって、JAPEXではカバーの希少性が高かったとしても、正統な郵趣品ではないため、「状態と希少性」の面において審査対象から除外されます。

また、これらのカバーが濫用されている場合は、「郵趣知識」の面において減点対象となる恐れがあります。なお、テーマ展開において「カバー等の差出人もしくは受取人」がテーマの要素として極めて重要な意義を持ち、かつ正統な郵趣品が存在しない場合には、FIP見解を踏まえてJAPEXでは展示を推奨していません。

なお、カバーの差出人が、公人や公的機関など無償で郵便を差し出す特権がある場合において、カバーに公的な証印が押印されている場合には、その証印をもって正統な郵趣品として明示することが可能です。

Q28 :

友人から、「カシエの描かれた FDC は、切手と消印の部分だけを示すように」と言われたのですが、本当ですか？また、「実通便であれば、カシエの描かれた FDC でも、カバー全体を展示できる」と言われたのですが、なぜでしょうか？

A28 :

国内では、カシエとは、FDCの余白部に印刷された絵を意味することが多いですが、非実通カバーの私製印刷のカシエ(郵政がFDC等記念カバーの制作を目的として郵趣家向けに提供した封筒のカシエも含む)でしたら、カシエ部分は審査の際に郵趣品として認識されません。

カシエは、テーマティックに用いられる正統な郵趣品でないため、不必要な空白と認識されます。この場合、ウインドウ(リーフに穴をあけ、カバーに押印された記念印の部分など必要部分のみが表面に出る状態にする展示手法)を使って、封筒のうち、切手と消印の部分だけが見えるように構成することが好ましいです。これにより、各マテリアルを最小限のスペースで展示できるので、他のマテリアルのためのスペースが生まれて、ストーリーを密度濃く展開できるからです。

また、実通便の場合にはカバー全体の展示は正統な郵趣品を展示する意味で差し支えありません。むしろカバーの一部分のみの構成は、破損や汚損などの欠点を隠していると認識される場合があり、好ましくありません。

ただし、カシエ付の実通便は一般に、意図的に郵趣目的で作成されたものであると思われるため、高い希少性がない限りは、濫用は避けることが望ましいです。また、カシエ部分をテーマ展開に使うことは、非実通便同様にFIPテ

マティクの審査基準では認められていませんのでご注意ください。

なお、カシエのような図案が描かれた封筒であっても、ステーションナリー(官製はがきや切手付封筒など)の場合には、正統な郵趣品の一部であるためストーリー展開に使うことは差し支えありません。

Q29 :

先輩から、テーマティックの出品物で、マキシマム・カードの多用は避けるべきと言われたのですが、どのような場合なら、使って良いのですか？

A29 :

まず、マキシマム・カードの定義ですが、FIPマキシマムフリーの審査基準(SREV)に準拠します。端的には、切手の主題を強調するような図案を描いた絵はがき(絵が描かれた面)に、切手の主題や発行目的と関連のある消印が、切手に押印されている状態のマテリアルをマキシマム・カードと定義しています。

この定義において、マキシマム・カードの図案は私製印刷であってもテーマ展開に使えますが、ごく少数に限るべきであることがFIPテーマティックの審査基準で規定されています。なぜなら、マキシマム・カード自体は私製印刷物であり、正統な郵趣品によってストーリーを展開するテーマティックにおいては、スペースの無駄遣いとみなされるからです。

また、テーマティックでマキシマム・カードを用いる場合は、単に切手そのものの拡大図ではなく、切手の図案に描かれた部分図の全体像を示す場合(例: 絵画の部分図の切手と、絵画の全体像のカード)や、切手と関連のある図案を示す場合(例: 成鳥の図案の切手と、ひな鳥の図柄のカード)など、ストーリー展開上重要な場面で、切手図案の情報を補強する目的に限って、ごく少数(2フレーム以上の作品で2~3点程度)の展示に限るべきです。

さらに、テーマティックで用いられるマキシマム・カードの消印は、テーマに関連のある図案や文言の消印であるべきことも、上述の審査基準で規定されています。

なお、肉眼では細かくて分かりづらい図案については、郵趣品の展示を圧倒しない程度において、図案の拡大図を用いて示すことが奨励されます。特にハイレベルな作品を目指すにあたっては、マキシマム・カードの使用を極力避けるべきであると思われますし、実際、FIP国際切手展の上位作品での使用は、FIP審査基準に則り極めて少ないのが実情です。

6 ユース・クラス

Q30 :

伝統郵趣(でんとうゆうしゅ)、テーマティックとは、それぞれどんなクラスですか？

A30 :

伝統郵趣(でんとうゆうしゅ)とは、おもにひとつの国のひとつの時代に発行された切手を、なるべくたくさんの種類をあつめて、展示する方法です。どこの国で、どんな切手が発行されているかを知るためには、「さくら日本切手カタログ」などが便利です。

テーマティックとは、なにか、ひとつ自分が考えていることや伝えたいこと(テーマ)を決めて、切手をつかった物語として作品をまとめる方法です。絵本でいえば、切手が絵のかわりになっており、その上や下に物語となる文章を書

きこまれることで、作品をみるひとは、絵本のように物語を読みすすめていくことができます。

Q31 :

作品は、どうやって作ればよいのですか？

A31 :

作品作りは、自分が好きな作品を、見よう見まねで作ってみるのが、意外と近道です。

また、作品づくりを教えてくれる人を探すのは、とてもよいことです。JAPEXをひらいている日本郵趣協会(にほんゆうしゅきょうかい)にお問い合わせください。あなたの近所で、作品づくりを教えてくれる、おじさんやおばさん、お兄さんやお姉さんを、紹介(しょうかい)してもらえませんか。

※日本郵趣協会(にほんゆうしゅきょうかい)事務局(じむきょく)(info@yushu.or.jp)にお問い合わせください。

Q32 :

どういう作品をつくと、よい賞をもらえるのですか？

A32 :

伝統郵趣とテーマティックの場合でちがいます。また、仮に、まったく同じ作品であったとしても、作った人が小学生か大学生かで、評価がちがいますので、ご注意ください。

1・伝統郵趣(でんとうゆうしゅ)の場合

a.構成(展示ぜんたいの流れ)

切手が、すじ道だつて、並べられているかどうか、また、集めている切手が、収集家の中で、どれだけ重要度が高い切手なのか評価されます。この場合のすじ道とは、カタログなどにのっている分類や順序(じゅんじょ)が、ひとつの例としてあげられます。

また、「プラン」があることも重要です。プランとは、本のもくじのようなページです。作品の最初に1ページ必要です。もくじを見ると、本のあらすじが想像できるように、プランを見て、展示する作品の内容が簡単にわかると、よいプランという評価になります。

b.知識(ちしき)

切手が、いつどこでどのような目的で発行されたのか?、印刷の方法、消印(けしいん)の種類といったことがくわしく、正しく、それでいて、わかりやすく書かれているほど高い評価になります。

これらの知識は、せんもんの本を読まないといけないものが多いです。そのような本は、ふつうの本屋さんでは売っておらず、切手屋さんなどにおいてある場合があります。

また、集めている切手について、自分で研究しながら、売られているカタログよりも詳しい内容で、自分なりのカタログを作る人もいます。このような研究は、高く評価されます。

c.材料(マテリアル)

作品にはられている切手や郵便物などを材料(マテリアル)といいます。展示(てんじ)されている切手にキズやシミがなかったり、消印に書いてある文字が読みやすかったりすると、よい評価になります。

作品にはられている切手や郵便物などをマテリアルといいます。切手だけの作品よりも、郵便物がふくまれていたり、普通郵便よりも書留(かきとめ)郵便、ありふれた消印より、めずらしい消印など、きょうみ深い郵便物を展示していたりすると高い評価になります。ただし、趣味のため

に差し出したものより、必要におうじて差し出された郵便物の方が高い評価になります。

各リーフは、プランに沿った内容だけを示すようにします。

d. 展示(てんじ)

切手がきれいに並べられていたり、文字がていねいに書いてあったり、図やグラフをつかって、わかりやすく書いてあるほど高い評価になります。

2・テーマティクの場合

a. テーマティク作品としての構成(全体の流れ)

作品のタイトルが、作品の内容を正しく示していると良い評価になります。たとえば、「鉄道」というタイトルの作品で、かもつ列車だけを取り上げていれば、正しいタイトルとは言えません。

また、「プラン」があることも重要です。プランとは、本のもくじのようなページです。作品の最初に1ページ必要です。もくじを見ると、本のあらすじが想像できるように、プランを見て、物語のあらすじがわかると、よいプランという評価になります。

作品の各ページの書きこみは、物語として、お話がわかりやすく、つながっているほど、高い評価になります。

b. 知識(ちしき)

知識には2種類あります。1つ目としてテーマについての知識が、くわしく書かれていると高い評価になります。ただし、切手の展示なしに知識だけがたくさん書きこみとして、書かれていても高い評価につながりません。

2つ目は、切手についての知識として、いつでもどのような目的で発行されたのか?印刷の方法、消印の種類といったことが、くわしく、正しく、それでいて、わかりやすく書かれているほど高い評価になります。

c. 材料(マテリアル)

作品にはられている切手や郵便物などを材料(マテリアル)といいます。展示(てんじ)されている切手にキズやシミがなかったり、消印に書いてある文字が読みやすかったりすると、よい評価になります。

また、切手だけの作品よりも、郵便物が含まれていたり、普通郵便よりも書留郵便、ありふれた消印より珍しい消印など、きょうみ深い郵便物を展示していたりすると高い評価になります。

d. 展示(てんじ)

切手がきれいに並べられていたり、文字がていねいに書いてあったり、地図や図をつかって、わかりやすく書いてあるほど高い評価になります。ただし、切手が主役の作品ですので、地図や図は、切手や郵便物より目立たないようにする必要があります。

Q33 :

作品づくりがうまくなるためには、どうしたらよいですか?

A33 :

JAPEXに出品されている作品を、たくさん見ることが一番のちかみちです。JAPEXの会場で出品した人からもお話を聞けるかもしれません。

また、出品したら、審査員(しんさいん)の人からお話を聞くのも大変よい方法です。えんりょなく質問してみましょう。また、切手展に出品している大人や、高い賞をもらっているお友達がいる場合は、そういう人に聞いてみるとよいでしょう。

まわりに、お話を聞ける人がいないときは、自分の作品をコピーして、以下のあて先に送ってみてください。審査員がコピーに赤字で、直した方がよいところやよいところ

を書いて返送します。これらは無料ですので、きがるに利用してください。

※作品のコピーのあて先

171-0031

東京都豊島区目白1-4-23

日本郵趣協会(にほんゆうしゅきょうかい)

出品(しゅっぴん)コンサルティング係

7 文献クラス

Q34 :

JAPEXの文献クラスは国際切手展とどのような関係でしょうか?

A34 :

文献クラスは出品資格の条件において、国際切手展との関係はありません。国内展に応募して一定以上の得点を受けることを、出品資格としている国際切手展は現時点ではありません。ただし、国際切手展では文献クラスへの応募に関しては、単行本でも、定期刊行物でも、郵趣知識の向上を目的としたものを想定しています。

JAPEXでは、郵趣団体が発行する団体の活動を記録することが第一義的である機関誌においても、郵趣知識の向上というページが含まれていれば、積極的に受け入れています。国際切手展でも機関誌の応募は受け付けますが、審査は郵趣知識の向上に重点をおいています。

Q35 :

支部報や研究会報はどのように審査されるのでしょうか?

A35 :

文献クラスに出品すると、JAPEXの会場展示だけでなくウェブサイトなどで、書名が周知されることとなります。したがって、その出版物のPRや、次の出版につなげる絶好の機会になります。そして、この機会を支部・団体、研究会の更なる運営活性化にお役立ていただきたいと考えております。

このような背景から、JAPEXの文献クラスでは、会報は定例会の報告が的確になされていれば、その内容であっても奨励賞相当とされます。また、郵趣知識の披露と共有化に関する記事が積極的に収載されていれば、銅賞以上の評価がされます。さらに装丁、ページの印刷の質なども加味されます。専門研究会の場合は、新着切手情報が重要な要素になりますが、各分野の専門知識の披露と共有化の充実度を勘案して審査されます。

Q36 :

文献審査では、装丁とか、構成ページの印刷の質はどのように審査されるのでしょうか?

A36 :

JAPEXでは、文献クラスの出品物は、何よりも各分野の専門知識の披露と共有化が第一の目的と考え、装丁とか、構成ページの印刷の質は、付随した部分と考えています。

この背景には、文献の出版には当然のことながら、コストが伴いますので、可能な範囲でできるだけ多くの支部報などの出版がなされることを強く願うからです。この点は、コレクションの質と同様に展示技術に重きを置かれる他の部門とは異なります。このような背景から、原則として、

装丁とか構成ページの印刷の質が、「本の体裁」(配点5点)以外の配点にネガティブに反映されることはありません。

Q37 :

郵趣雑誌及び定期刊行物は、どのような体裁で応募すればよいのでしょうか？

A37 :

郵趣雑誌や定期刊行物は、審査と会場で閲覧に耐える合本であれば充分です。

JAPEXでは、原則として合本の仕様が審査に反映されることはありません。

8 ワンフレーム・クラス

Q38 :

ワンフレーム・クラスの出品物の中には、稀少性が極めて高いマテリアルを厳選して構成されているにもかかわらず、それほど高い評価を受けていない出品物が毎年のようにありますが、なぜ高い評価を受けられないのでしょうか？

A38 :

ワンフレーム・クラスの出品物には、何よりもワンフレーム・クラスに相応しいテーマを選択することが求められます。ワンフレーム・クラスの審査に関するFIP審査基準(括弧内は審査委員会挿入)では、以下のような出品物はワンフレーム作品としてふさわしくないとしています。

- ・複数フレームの作品からエッセンスを抜粋した出品物
(例：手彫切手のカバー)
- ・大きなシリーズから特定額面を抜き出した出品物
(例：乃木 2 銭切手)

それでは、どのようなテーマがワンフレーム・クラスの出品物に適しているのでしょうか。ワンフレーム・クラスのFIP審査基準では、次のように記載されています。

- ・ワンフレーム以上に拡大することが困難な狭いテーマを取り扱った出品物
該当するテーマとしては、伝統郵趣(日本)の出品物を例にとると、次のようなテーマなどが想定されます。

- ・「支那」加刷を含む旧高額 5 円・10 円及び新高額 5 円・10 円をまとめた出品物
- ・台湾地方(数字)切手 3 額面をまとめた出品物
- ・電信切手 10 額面をまとめた出品物

なお、以上はFIP国際切手展でのワンフレーム・クラスに適用される考え方ですが、ワンフレーム・クラスが設けられたもう一つの目的は、競争切手展に初出品する方でも気軽に参加できるクラスを設けることにあります。また、国際切手展への出品を目指さない場合にはこのFIP審査基準を厳密に適用する必要はなく、運用は各切手展の実情に委ねるとしています。

Q39 :

初めて応募をする場合、1 フレームでの出品物も認められるそうですが、ワンフレーム・クラスでの出品物と何が違うのですか？

A39 :

現在のワンフレーム・クラスでは、ワンフレームにふさ

わしいテーマで、そのテーマについて16リーフで完成したコレクションであることが求められます。しかし、ワンフレーム・クラスが始まった当初は、研究は浅いがこれから成長していくコレクションの登竜門としての出品物も認められていました。

そこで、これから成長していくコレクションの出品物が増えていくように、ワンフレーム・クラスではなく、他の各クラスへの1フレーム作品も初出品に限り認めることにしました。したがって、ワンフレーム・クラスでは、テーマの適否とコレクションの完成度合が審査されますが、他のクラスへの1フレームで応募する場合は、今後の成長性も加味した審査が行われます。

9 オープン・クラス

Q40 :

非郵趣マテリアルは、どんなものでも良いのですか？

A40 :

基本的には、非郵趣マテリアルはどのようなものでも良いのですが、具体的には、絵はがき、貨幣、紙幣、プリペイド・カード、チラシ、印刷物、写真、新聞の切り抜き、乗車券、マッチの包装などです。

ただし、厚みのあるマテリアル(フレームカバーができなくなる)や砂を糊で貼りつけた材料(砂が剥がれ落ちる)は、展示できませんので避けてください。また、コピーの多用も避けてください。非郵趣マテリアルは、実物を示すことが基本です。

10 その他クラス

Q41 :

その他クラスには、どのような出品物が含まれるのですか？

A41 :

基本的には、どのクラスにも含まれない出品物ですが、具体的には、印紙、絵はがき、マキシマム・カード、メータースタンプなどです。印紙やマキシマム・カードは、国際切手展では独立したクラスがありますが、日本国内では、過去にほとんど応募がないため、JAPEXでは特にクラスを設けていません。

また、構成・展開の方法がどのクラスにも含まれない場合には、このクラスに応募してください。例えば「さくら切手カタログ」のその他の切手類をまとめた出品物などです。

もし判断できない場合には、事前指導制度(出品コンサルティング)などを利用して質問してください。

Ⅶ. 小倉謙賞 授賞要項

公益財団法人日本郵趣協会

1. 趣 旨

全国切手展のテーマティククラスまたはオープンクラスの作品を通して、その研究成果を広く一般社会に還元することに貢献した個人を表彰し、郵便切手文化の発展と水準向上を図るため、小倉謙賞を授与する。

本賞は、日本郵趣の草成期に優れたトピカル・コレクションを築くとともに、その該博な知識を生かして優れた研究発表を行い、顕著な功績を残された故小倉謙氏(元東京大学名誉教授)を記念するため、小倉謙賞と称する。

2. 表彰の方法

- (1) 表彰は、賞状及びメダルを授与して行う。
- (2) 授賞式は毎年1回、全国切手展の表彰式において行う。
- (3) 選考結果は、『郵趣』誌上及び公益財団法人日本郵趣協会(以下、「当協会という」)ホームページにおいて発表する。
- (4) 授賞作品は、その記録を印刷物としてまとめ保存するとともに、研究成果を広く一般に還元する。

3. 選考委員会

当該年度の全国切手展 JAPEX 審査員会の審査員で選考委員会を構成する。

4. 選考基準

当協会の主催する全国切手展 JAPEX のテーマティククラス及びオープンクラスに応募された出品物を対象とし、次の選考基準をできるだけ多く満たした1作品を選考する。ただし、該当作品のない場合もあり得る。

なお、過去に本賞を受賞した作品、同一出品者による類似の作品、または内容の重複が認められると判断した作品は、選考対象外とする。

(1) 優秀性

主題の選定、構成と展開、展示技術などの評価項目のいずれかで優れた特色を有すると認められること

(2) 研究内容

出品者による独創的研究であるとともに、郵趣の発展に貢献するような作品であること

(3) 将来性

研究業績の質と広がり、継続性及び将来性が期待される作品であること

附 則

この要項は、2011年6月4日から施行する。

- (2011年6月4日、第2回理事会議決)
2. 一部改正(2012年12月8日、第13回理事会議決)
3. 一部改正(2019年6月1日、第48回理事会議決)
4. 一部改正(2021年6月5日、第60回理事会議決)

Ⅷ. 住野正顕賞 授賞要項

公益財団法人日本郵趣協会

1. 趣 旨

外国の郵便切手類の歴史及び郵便制度の研究(以下「郵趣」という)に関し、コレクションを通してその研究成果を広く一般社会に還元することに貢献した個人を表彰し、郵便切手文化の発展と水準向上を図るため、住野正顕賞を授与する。

本賞は、空前規模の外国切手ゼネラル・コレクションを築くとともに、その該博な知識を生かして優れた研究発表を行い、顕著な功績を残された故住野正顕氏(元住野工業株式会社代表取締役社長)を記念するため、住野正顕賞と称する。

2. 表彰の方法

- (1) 表彰は、賞状及びメダルを授与して行う。
- (2) 授賞式は毎年1回、全国切手展の表彰式において行う。
- (3) 選考結果は、『郵趣』誌上及び公益財団法人日本郵趣協会(以下、「当協会という」)ホームページにおいて発表する。
- (4) 授賞作品は、その記録を印刷物としてまとめ保存するとともに、研究成果を広く一般に還元する。

3. 選考委員会

当該年度の全国切手展 JAPEX 審査員会の審査員で選考委員会を構成する。

4. 選考基準

当協会の主催する全国切手展 JAPEX の外国分野に応募された出品物を対象とし、次の選考基準をできるだけ多く満たした1作品を選考する。ただし、該当作品のない場合もあり得る。

なお、過去に本賞を受賞した作品、同一出品者による類似の作品、または内容の重複が認められると判断した作品は、選考対象外とする。

(1) 優秀性

主題の選定、構成と展開、展示技術などの評価項目のいずれかで優れた特色を有すると認められること

(2) 研究内容

出品者による独創的研究であるとともに、郵趣の発展に貢献するような作品であること

(3) 将来性

研究業績の質と広がり、継続性及び将来性が期待される作品であること

附 則

この要項は、2011年6月4日から施行する。

- (2011年6月4日、第2回理事会議決)
2. 一部改正(2012年12月8日、第13回理事会議決)
3. 一部改正(2021年6月5日、第60回理事会議決)

IX. 手嶋康賞 授賞要項

公益財団法人日本郵趣協会

1. 趣 旨

日本の郵便切手類の歴史及び郵便制度の研究(以下「郵趣」という)に関し、コレクションを通してその研究成果を広く一般社会に還元することに貢献した個人を表彰し、郵便切手文化の発展と水準向上を図るため、手嶋康賞を授与する。

本賞は、日本最初の郵便切手である「手彫切手」の優れたコレクションを築くとともに、その該博な知識を生かして優れた研究発表を行い、顕著な功績を残された手嶋康氏を記念するため、手嶋康賞と称する。

2. 表彰の方法

- (1) 表彰は、賞状及びメダルを授与して行う。
- (2) 授賞式は毎年1回、全国切手展の表彰式において行う。
- (3) 選考結果は、『郵趣』誌上及び公益財団法人日本郵趣協会(以下「当協会という」)ホームページにおいて発表する。
- (4) 授賞作品は、その記録を永く保存するとともに、研究成果を広く一般に還元する。

3. 選考委員会

当該年度の全国切手展JAPEX審査委員会の審査員で選考委員会を構成する。

4. 選考基準

当協会の主催する全国切手展JAPEXに出品された日本及びその関連地域分野の出品物を対象とし、次の選考基準をできるだけ多く満たした1作品を選考する。ただし、該当出品物のない場合もありうる。

なお、過去に本章を受賞した出品物、同一出品者による類似の出品物、または内容の重複が認められると判断した出品物は、選考対象外とする。

(1) 優秀性

主題の選定、構成と展開、展示技術などの評価項目のいずれかで優れた特色を有すると認められること

(2) 研究内容

出品者による独創的研究であるとともに、郵趣の発展に貢献するような出品物であること

(3) 将来性

研究業績の質と広がり、継続性及び将来性が期待される出品物であること

附 則

この要項は、2021年10月9日から施行する。
(2021年10月9日、第62回理事会議決)

JAPEXルールブック(応募の手引き)

2024年7月12日発行

発行：公益財団法人日本郵趣協会

〒171-0031 東京都豊島区目白1-4-23

URL <http://yushu.or.jp/>